

いちご一会とちぎ大会競技会における
新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン
第3版

令和4(2022)年9月

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局

目 次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	対象競技	1
4	共通項目	1
5	役割分担	5
6	参加者において遵守すべき事項	6
7	競技会場において実施すべき事項	9
8	宿泊、輸送	11
9	各種会議、開始式等	13
10	体調不良者発生時の対応	13
11	競技会開催の可否判断	15
12	その他	15

1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、第22回全国障害者スポーツ大会（以下「いちご一会とちぎ大会」という。）の競技会開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、県実行委員会、会場地市実行委員会及び各競技運営主管団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3 対象競技

本ガイドラインは、いちご一会とちぎ大会リハーサル大会及び本大会の全競技（正式競技及びオープン競技）を対象とする。

4 共通項目

（1）感染防止対策

ア 手指衛生の励行

- ・ 会場では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。
- ・ 会場の手洗い場には、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。

- ・ 来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。
- イ マスク着用の徹底
- 会場では、適切なマスク（不織布マスクを推奨）の着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。
- ウ 大声での会話や応援の禁止
- 会場では、大声（通常よりもはるかに大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）での会話や応援の禁止を促す掲示やアナウンスによる注意喚起を行う。
- エ 3密の回避
- (ア) 密閉の回避
- ・ 選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。
- (イ) 密集の回避
- ・ 会場においては、人と人との接触を可能な限り避け、身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保できる対策を講じる。ただし、障害者の誘導や介助を行う場合は、この限りではないが、別な障害者の誘導や介助を行う前に必ず手指消毒を行う。
 - ・ 受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。
- (ウ) 密接の回避
- ・ 受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、マスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。
- (エ) ゾーニングの確保
- ・ 選手・選手団役員等と観覧者の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やフェンス、ロープ等で、両者が交わることがないようにゾーニングを行う。

- ・ ゾーニングを行う際は、車椅子や介助者の通行が想定されることから、通路の幅などに十分余裕を持つ。

オ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取っ手、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

(2) 参加・入場の対応

ア 参加・入場できない場合の事前周知

競技会参加日の10日前以降に、次のいずれかに該当する者は、参加・来場しないこと及び原則として入場できないことを事前に周知する。

なお、競技会参加日とは、栃木県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」、それ以外の者は「来県日」とする（以下同じ）。

(ア) 体調不良者

(イ) 濃厚接触者等

イ 定義

(ア) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 発熱している者（37.5℃以上）
- ② 次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者
 - ・ 喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
 - ・ 頭痛、だるさ（倦怠感）
 - ・ 息苦しさ
 - ・ 身体が重い、疲れやすい
 - ・ 味覚異常、嗅覚異常

(イ) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者
なお、感染者とは、PCR 検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。
- ② 同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる者
- ③ 競技会参加日の10日前以降に政府から入国制限、入国後の観察

期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者

- ④ 競技会参加日の10日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

ウ 入場時の対応

(ア) 検温

全ての入場者に対し、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を実施する。

(イ) 体調等の確認

健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下「健康管理アプリ」という。）又は体調管理チェックシート（以下「健康管理アプリ等」という。）により健康状態等の記録が必要とされている選手・選手団役員等については、競技会参加日の14日前以降の体温、健康状態及び行動歴を確認する。

(ウ) 入場の可否

(ア) 及び (イ) により、競技会参加日の10日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合及び健康管理アプリ等に記録漏れ等の不備がある場合は、入場できない。

ただし、別に定める参加条件を満たす場合はこの限りではない。

(3) その他

ア 参加者にPCR検査等を義務付ける場合は、対象者、検査結果の確認方法等については、別に定める参加条件による。

イ スマートフォン利用者は、原則として、参加申込時に厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯する。

ウ 喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨し、原則として喫煙所を設置しない。

エ 身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの励行などについて、注意喚起の掲示を行う際は、文字を多用することなく、案内用図記号（ピクトグラム）などを活用し、容易に必要な情報を得ることができるようなものとする。

5 役割分担

(1) 県実行委員会

- ア 本ガイドラインの改定及び関係者への周知
- イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。
- ウ 正式競技における感染防止対策に係る参加条件を定める。
- エ 健康管理アプリ等により実施本部員、選手団、競技補助員、選手団サポーター、ボランティア、観覧者、大会役員・大会関係者、報道員、視察員、委託業者等の体調把握を行う。
- オ 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を会場地市実行委員会及び競技運営主管団体と検討し、実施する。
- カ 提出された体調管理チェックシートの管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。
- キ 競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。

(2) 会場地市実行委員会

県実行委員会と連携・協力し、県実行委員会とともに感染防止対策を実施する。

(3) 競技運営主管団体

- ア 健康管理アプリ等により競技役員の体調把握を行うとともに、確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。
- イ 競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。
- ウ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、県実行委員会及び会場地市実行委員会と連携して適切な感染防止対策を講じ、競技会を運営する。

(4) 選手団

- ア 健康管理アプリ等により選手・選手団役員の体調把握を行うとともに、確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式2）に取りまとめの上、受付時に県実行委員会へ提出する。
- イ 各選手・選手団役員の派遣及び参加可否の判断を行う。特に高齢や基礎

- 疾患など重症化リスクを持つ選手・選手団役員については、対象者を把握するとともに、かかりつけ医などの助言・指導を得るよう促すこととする。
- ウ 本ガイドライン及び中央競技団体が定めるガイドライン等を遵守するとともに、選手等への周知を徹底し、感染防止に努める。
- エ 感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染症対応担当者を配置する。

6 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・選手団役員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

なお、スマートフォン利用者は原則として健康管理アプリにより、健康管理アプリを利用できない者は体調管理チェックシート（様式 1）により記録する（観覧者を除き、以下同じ。）。代表者は確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式 2）に取りまとめる。

イ 受付を行う場合は、代表者が体調管理チェックシート総括表（様式 2）を県実行委員会に提出する。

ウ 競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1）により記録を行う場合は、受付時に競技運営主管団体へ提出する。競技運営主管団体の代表者は、確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式 2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(3) 実施本部員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 代表者は健康管理アプリ等により体調把握を行うとともに、確認した結果を必要に応じて体調管理チェックシート総括表（様式 2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(4) 競技補助員、選手団サポーター

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、集合時に代表者へ画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1）により記録を行う場合も、集合時に代表者へ提出する。代表者は、確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式 2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(5) 報道員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1）により記録を行う場合は、受付時に体調管理チェックシート（様式 1）を県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員 ID と報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

オ 取材人数は、できる限り少なくする。

カ 困み取材・インタビューは、取材対象者同意のもと、身体的距離（取材対象者、取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(6) 大会役員・大会関係者、視察員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1）により記録を行う場合は、受付時に体調管理チェックシート（様式 1）を県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(7) ボランティア・委託業者等

ア 競技会場で業務に従事する日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1）により記録を行う場合は、受付時に体調管理チェックシート（様式 1）を県実行委員会へ提出する。

団体として受付をする場合は、代表者が各個人毎の健康管理アプリ等を確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式 2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(8) 観覧者

ア 氏名及び連絡先の提出等、県実行委員会の要請に協力する。

イ 県実行委員会から体調管理チェックシート（別に定める様式）の記入、提出の要請があった場合は協力する。

ウ 別に定める参加条件により競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

エ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（別に定める様式）により記録を行う場合は、来場日ごとに当該様式を受付時に県実行委員会へ提出する。

オ 観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

カ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

キ 飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

(ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

(イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

(ウ) ハイタッチ、肩組み

ク 次の応援は、競技会運営に支障が生じない範囲及び程度において、容認する。

(ア) プレーの度の拍手、拍手による応援

(イ) スティックバルーンの使用

(ウ) タオルを広げて振る、若しくは回す

(エ) フラッグ（新聞紙大の手旗）を振る 等

上記の応援に当たっては、身体的距離を確保し、他の観覧者との接触は避ける。

(9) 全ての参加者が遵守すべき事項

- ア 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。
- イ マスクの着用が難しい参加者においては、県実行委員会にその旨を申し出ることとする。申出を受けた県実行委員会は、個別に入場の可否を判断する。
- ウ 手話を行うボランティア等、口元を隠すと支障のある場合は、透明なマスクを着用するか、マスクに代えてフェイスシールド等を着用するものとする。
- エ 食事の際は、指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- オ 競技会場内では、県実行委員会等の案内及び指示に従う。
- カ 競技会参加後又は会場業務従事後は、直帰するように努める。
- キ 競技会参加後又は会場業務従事後 14 日間は、健康管理アプリ等により健康状態等を確認する。

7 競技会場において実施すべき事項

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

ア 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、マスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。

イ 身体的距離をにおいて並べるように目印の設置等を行う。

ウ 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。

エ 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(3) 手洗い場所・トイレ

ア 手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意する（手指を乾燥させる設備は使用しない）。

イ 手洗いが難しい場合は、手指消毒アルコールを用意する。

ウ 身体的距離をにおいて並べるように目印の設置等を行う。

(4) 控室・更衣室等の諸室

ア 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じる。

ウ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気を徹底する。

(5) 観覧席

ア 屋内競技では収容定員の50%以内とする。

イ 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。

ウ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する(1m以上)。

エ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観覧席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。

オ 選手団用の座席を設ける場合は、観覧席と分けし、極力離れた場所とする。

カ 観覧席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項等、観戦時の注意事項を掲示する。

キ 原則として有観客での開催とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合は、無観客の開催とすることを妨げない。無観客の開催とする場合は、県実行委員会、会場都市実行委員会、競技運営主管団体で協議のうえ、決定する。

なお、決定にあたり、実行委員会は必要に応じて予め公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省と協議を行う。

(6) 取材エリア

ア 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。

イ 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。

ウ 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保する。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

ア 出店(出展)場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。

イ 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。

ウ 参加者が身体的距離をにおいて並べるように目印の設置等を行う。

エ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。

オ これらア～エの感染防止対策を講じることが出来ない場合は、設置を中止する。

8 宿泊、輸送

(1) 宿泊

県実行委員会は宿泊施設及び宿泊者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア 宿泊施設に対し、業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟））の遵守を依頼する。

イ 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【宿泊に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
- ・ 原則としてマスクを着用する。
- ・ 定期的に手洗い、手指消毒を行う。
- ・ 入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
- ・ 宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。

② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース

- ・ フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
- ・ ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して3密を避ける。

③ 客室

- ・ 同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。

- ・ 定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合常時換気を行う。

- ・ トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

④ 食事会場

- ・ 会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
- ・ 宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
- ・ 食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

⑤ 浴室等

- ・ 浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

県実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及びバス等利用者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー連合会））の遵守を依頼する。

イ バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【バス等利用に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 原則としてマスクを着用する。
- ・ 飲食はできる限り控え、食事中の会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。
- ・ 乗車前に手指を消毒する。

② 乗車時及び降車時

- ・ 乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
- ・ 通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。

③ 乗車中

- ・ できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
- ・ 往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

9 各種会議、開始式等

(1) 監督会議等

ア 監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の可否やオンライン等での実施など実施方法について検討する。また、監督会議等において、各競技会における感染防止対策や体調不良者発生時の対応等の情報共有を図る。

イ 監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

(2) 開始式、表彰式等

ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。その他の諸条件により実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。

ウ 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。

10 体調不良者発生時の対応

(1) 体調不良者の定義

体調不良者とは、4 (2) イ (ア) に該当する者をいう。

(2) 入場時における受診・相談の勧奨

入場時に体調不良者に該当する者は、4 (2) イ (ウ) の要件に従い入場を不可とし、待機所に移動した上で、帰宅又は帰宿を促す。また、医療機関又は受診・ワクチン相談センター（以下「医療機関等」という。）への受診又は相談を勧奨し、その結果を県実行委員会に報告するよう依頼する。

(3) 入場後の対応

ア 体調不良者用の静養スペースの設置

入場後、体調不良者が発生した場合に対応するため、救護所とは別に体調不良者用の静養スペースを設置し、専任スタッフを配置する。なお、会

場の都合上、救護所と別に設置することが困難なときは、パーティションにより他の傷病者の利用スペースと区分する等の方法により、感染防止を図る。

イ 体調不良者用の静養スペースでの対応

体調不良者は、体調不良者用の静養スペースにおいて静養させ、必要に応じて飲料、保冷剤、保温剤等の提供を行う。また、症状が落ち着き次第、帰宅又は帰宿を促すとともに、医療機関等への受診又は相談を勧奨し、その結果を県実行委員会に報告するよう依頼する。なお、症状が重篤な場合、救急搬送の要請を検討する。

(4) 対応記録及び追跡調査

ア 対応記録

入場時又は入場後に体調不良者に該当する者を確認したときは、当該体調不良者の氏名、住所、電話番号、所属する選手団等の名称、宿泊先、対応結果等を記録する。

イ 追跡調査

体調不良者が帰宅又は帰宿した後の健康状態、医療機関の受診・相談結果については、選手団等に対し必要な追跡調査を実施し、調査結果を記録する。

ウ 個人情報の保護

対応記録及び追跡調査における個人情報の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(5) 帰宅等に当たっての交通手段及び費用負担

帰宅又は帰宿、医療機関等の受診等のために必要な交通手段については、体調不良者本人又は選手団派遣母体等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

(6) 感染者が発生した場合の対応

ア 感染者の対応

感染者は、県実行委員会が定める報告先に速やかに検査結果を報告し、保健所の指示により、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。

イ 選手団等の対応

選手団の感染症対応担当者は、選手団等に所属する者が感染者等に該当する場合、新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書（様式3）により、県実行委員会へ報告し、保健所が行う接触者調査に協力する。感染者と接触があった者がいる場合には、速やかに県実行委員会に報告し、保健所から指示があるまで宿泊施設等で待機及び健康観察を行う。また、PCR検査を受けることとなった濃厚接触者がいる場合には、検査結果についても県実行委員会に報告する。なお、濃厚接触者等が健康観察等を行うための待機場所等については、宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設とは別に、選手団等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

ウ 県実行委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により、消毒作業を行い、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を競技会参加者に周知する。

(7) 宿泊施設で体調不良者が発生した場合

宿泊施設において体調不良者が発生した場合、当該宿泊施設は、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟）に基づき、宿泊客の感染疑いの際の対応を実施する。

11 競技会開催の可否判断

競技会会期中（公式練習等を含む。）に、参加者に感染者が発生した場合には、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

12 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。

「いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」改定案 新旧対照表

次の表の改定前の欄に掲げる字句を改定後の欄に掲げる字句に下線で示すように改定する。

改 定 後	改 定 前
目 次	目 次
1 はじめに…………… 1	1 はじめに…………… 1
2 目的…………… 1	2 目的…………… 1
3 対象競技…………… 1	3 対象競技…………… 1
4 共通項目…………… 1	4 共通項目…………… 1
5 役割分担…………… 5	5 役割分担…………… 5
6 参加者において遵守すべき事項…………… 6	6 参加者において遵守すべき事項…………… 6
7 競技会場において実施すべき事項…………… 9	7 競技会場において実施すべき事項…………… 9
8 宿泊、輸送……………11	8 宿泊、輸送……………11
9 各種会議、開始式等……………13	9 各種会議、開始式等……………13
10 体調不良者発生時の対応……………13	10 体調不良者発生時の対応……………13
11 競技会開催の可否判断……………15	11 競技会開催の可否判断……………15
12 その他……………15	12 その他……………15
1 はじめに 本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防 ガイドライン」(公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パ ラスポーツ協会)や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス 感染拡大防止に関する基本方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)、	1 はじめに 本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防 ガイドライン」(公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パ ラスポーツ協会)や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス 感染拡大防止に関する基本方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)、

各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、第22回全国障害者スポーツ大会（以下「いちご一会とちぎ大会」という。）の競技会開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、県実行委員会、会場地市実行委員会及び各競技運営主管団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3 対象競技

本ガイドラインは、いちご一会とちぎ大会リハーサル大会及び本大会の全競技（正式競技及びオープン競技）を対象とする。

4 共通項目

（1）感染防止対策

ア 手指衛生の励行

- ・ 会場では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコ

各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

2 目的

本ガイドラインは、第22回全国障害者スポーツ大会（以下「いちご一会とちぎ大会」という。）の競技会開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、県実行委員会、会場地市実行委員会及び各競技運営主管団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

3 対象競技

本ガイドラインは、いちご一会とちぎ大会リハーサル大会及び本大会の全競技（正式競技及びオープン競技）を対象とする。

4 共通項目

（1）感染防止対策

ア 手指衛生の励行

- ・ 会場では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコ

ール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。

- ・ 会場の手洗い場には、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。
- ・ 来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。

イ マスク着用の徹底

会場では、適切なマスク（不織布マスクを推奨）の着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ 大声での会話や応援の禁止

会場では、大声（通常よりもはるかに大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）での会話や応援の禁止を促す掲示やアナウンスによる注意喚起を行う。

エ 3密の回避

（ア）密閉の回避

- ・ 選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

（イ）密集の回避

- ・ 会場においては、人と人との接触を可能な限り避け、身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保できる対策を講じる。ただし、障害者の誘導や介助を行う場合は、この限りではないが、別な障害者の誘導や介助を行う前に

ール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。

- ・ 会場の手洗い場には、石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。
- ・ 来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。

イ マスク着用の徹底

会場では、適切なマスク（不織布マスクを推奨）の着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ 大声での会話や応援の禁止

会場では、大声（通常よりもはるかに大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）での会話や応援の禁止を促す掲示やアナウンスによる注意喚起を行う。

エ 3密の回避

（ア）密閉の回避

- ・ 選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

（イ）密集の回避

- ・ 会場においては、人と人との接触を可能な限り避け、身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保できる対策を講じる。ただし、障害者の誘導や介助を行う場合は、この限りではないが、別な障害者の誘導や介助を行う前に

必ず手指消毒を行う。

- ・ 受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。

(ウ) 密接の回避

- ・ 受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、マスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。

(エ) ゾーニングの確保

- ・ 選手・選手団役員等と観覧者の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やフェンス、ロープ等で、両者が交わることがないようにゾーニングを行う。
- ・ ゾーニングを行う際は、車椅子や介助者の通行が想定されることから、通路の幅などに十分余裕を持つ。

オ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取っ手、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

(2) 参加・入場の対応

ア 参加・入場できない場合の事前周知

競技会参加日の 10 日前以降に、次のいずれかに該当する者は、参加・来場しないこと及び原則として入場できないことを

必ず手指消毒を行う。

- ・ 受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。

(ウ) 密接の回避

- ・ 受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合、マスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。

(エ) ゾーニングの確保

- ・ 選手・選手団役員等と観覧者の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やフェンス、ロープ等で、両者が交わることがないようにゾーニングを行う。
- ・ ゾーニングを行う際は、車椅子や介助者の通行が想定されることから、通路の幅などに十分余裕を持つ。

オ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取っ手、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

(2) 参加・入場の対応

ア 参加・入場できない場合の事前周知

競技会参加日の 10 日前以降に、次のいずれかに該当する者は、参加・来場しないこと及び原則として入場できないことを

事前に周知する。

なお、競技会参加日とは、栃木県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」、それ以外の者は「来県日」とする（以下同じ）。

- (ア) 体調不良者
- (イ) 濃厚接触者等

イ 定義

(ア) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 発熱している者（37.5℃以上）
- ② 次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者
 - ・ 喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
 - ・ 頭痛、だるさ（倦怠感）
 - ・ 息苦しさ
 - ・ 身体が重い、疲れやすい
 - ・ 味覚異常、嗅覚異常

(イ) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者
なお、感染者とは、PCR 検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。
- ② 同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる者
- ③ 競技会参加日の 10 日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴

事前に周知する。

なお、競技会参加日とは、栃木県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」、それ以外の者は「来県日」とする（以下同じ）。

- (ア) 体調不良者
- (イ) 濃厚接触者等

イ 定義

(ア) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 発熱している者（37.5℃以上）
- ② 次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者
 - ・ 喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
 - ・ 頭痛、だるさ（倦怠感）
 - ・ 息苦しさ
 - ・ 身体が重い、疲れやすい
 - ・ 味覚異常、嗅覚異常

(イ) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者
なお、感染者とは、PCR 検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。
- ② 同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる者
- ③ 競技会参加日の 10 日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴

がある者

- ④ 競技会参加日の10日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

ウ 入場時の対応

(ア) 検温

全ての入場者に対し、非接触型体温計・サーモグラフィ等による検温を実施する。

(イ) 体調等の確認

健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」(以下「健康管理アプリ」という。)又は体調管理チェックシート(以下「健康管理アプリ等」という。)により健康状態等の記録が必要とされている選手・選手団役員等については、競技会参加日の14日前以降の体温、健康状態及び行動歴を確認する。

(ウ) 入場の可否

(ア)及び(イ)により、競技会参加日の10日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合及び健康管理アプリ等に記録漏れ等の不備がある場合は、入場できない。

ただし、別に定める参加条件を満たす場合はこの限りではない。

(3) その他

ア 参加者にPCR検査等を義務付ける場合は、対象者、検査結果の確認方法等については、別に定める参加条件による。

がある者

- ④ 競技会参加日の10日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

ウ 入場時の対応

(ア) 検温

全ての入場者に対し、非接触型体温計・サーモグラフィ等による検温を実施する。

(イ) 体調等の確認

健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」(以下「健康管理アプリ」という。)又は体調管理チェックシート(以下「健康管理アプリ等」という。)により健康状態等の記録が必要とされている選手・選手団役員等については、競技会参加日の14日前以降の体温、健康状態及び行動歴を確認する。

(ウ) 入場の可否

(ア)及び(イ)により、競技会参加日の10日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合及び健康管理アプリ等に記録漏れ等の不備がある場合は、入場できない。

ただし、別に定める参加条件を満たす場合はこの限りではない。

(3) その他

ア 参加者にPCR検査等を義務付ける場合は、対象者、検査結果の確認方法等については、別に定める参加条件による。

イ スマートフォン利用者は、原則として、参加申込時に厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯する。

ウ 喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨し、原則として喫煙所を設置しない。

エ 身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの励行などについて、注意喚起の掲示を行う際は、文字を多用することなく、案内用図記号（ピクトグラム）などを活用し、容易に必要な情報を得ることができるようなものとする。

5 役割分担

(1) 県実行委員会

ア 本ガイドラインの改定及び関係者へ周知

イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。

ウ 正式競技における感染防止対策に係る参加条件を定める。

エ 健康管理アプリ等により実施本部員、選手団、競技補助員、
選手団サポーター、ボランティア、観覧者、大会役員・大会関係者、報道員、視察員、委託業者等の体調把握を行う。

オ 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を会場地市実行委員会及び競技運営主管団体と検討し、実施する。

カ 提出された体調管理チェックシートの管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

イ スマートフォン利用者は、原則として、参加申込時に厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯する。

ウ 喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨し、原則として喫煙所を設置しない。

エ 身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの励行などについて、注意喚起の掲示を行う際は、文字を多用することなく、案内用図記号（ピクトグラム）などを活用し、容易に必要な情報を得ることができるようなものとする。

5 役割分担

(1) 県実行委員会

ア 本ガイドラインの改定及び関係者へ周知

イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。

ウ 正式競技における感染防止対策に係る参加条件を定める。

エ 健康管理アプリ等により実施本部員、選手
団係、選手団サポーター、ボランティア、観覧者、大会役員・大会関係者、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等の体調把握を行う。

オ 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を会場地市実行委員会及び競技運営主管団体と検討し、実施する。

カ 提出された体調管理チェックシートの管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

<p>キ 競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。</p> <p>(2) 会場地市実行委員会 県実行委員会と連携・協力し、県実行委員会とともに感染防止対策を実施する。</p> <p>(3) 競技運営主管団体 ア 健康管理アプリ等により競技役員_____の体調把握を行うとともに、<u>確認した結果を体調管理チェックシート総括表(様式2)</u>に_____取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。 イ 競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。 ウ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、県実行委員会及び会場地市実行委員会と連携して適切な感染防止対策を講じ、競技会を運営する。</p> <p>(4) 選手団 ア 健康管理アプリ等により選手・選手団役員の体調把握を行うとともに、<u>確認した結果を体調管理チェックシート総括表(様式2)</u>に取りまとめの上、受付時に<u>県実行委員会</u>へ提出する。 イ 各選手・選手団役員の派遣<u>及び参加</u>可否の判断を行う。特に高齢や基礎疾患など重症化リスクを持つ選手・選手団役員については、対象者を把握するとともに、かかりつけ医などの助言・指導を得るよう促すこととする。 ウ 本ガイドライン及び中央競技団体が定めるガイドライン等を遵守するとともに、選手等への周知を徹底し、感染防止に努める。</p>	<p>キ 競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。</p> <p>(2) 会場地市実行委員会 県実行委員会と連携・協力し、県実行委員会とともに感染防止対策を実施する。</p> <p>(3) 競技運営主管団体 ア 健康管理アプリ等により競技役員、<u>競技補助員</u>の体調把握を行うとともに、<u>体調管理チェックシート(競技役員、競技補助員、選手団分)</u>(様式1又は様式2)については取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。 イ 競技会場ごとに、感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。 ウ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、県実行委員会及び会場地市実行委員会と連携して適切な感染防止対策を講じ、競技会を運営する。</p> <p>(4) 選手団 ア 健康管理アプリ等により選手・選手団役員の体調把握を行うとともに、<u>体調管理チェックシート(様式1又は様式2)</u>については取りまとめの上、受付時に<u>競技運営主管団体</u>へ提出する。 イ 各選手・選手団役員の派遣_____可否の判断を行う。特に高齢や基礎疾患など重症化リスクを持つ選手・選手団役員については、対象者を把握するとともに、かかりつけ医などの助言・指導を得るよう促すこととする。 ウ 本ガイドライン及び中央競技団体が定めるガイドライン等を遵守するとともに、選手等への周知を徹底し、感染防止に努める。</p>
---	---

エ 感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染症対応担当者を配置する。

6 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・選手団役員

ア 競技会参加日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

なお、スマートフォン利用者は原則として健康管理アプリにより、健康管理アプリを利用できない者は体調管理チェックシート(様式1 _____)により記録する(観覧者を除き、以下同じ)。

代表者は確認した結果を体調管理チェックシート総括表(様式2)に取りまとめる。

イ 受付を行う場合は、代表者が体調管理チェックシート総括表(様式2)を県実行委員会に提出する。

ウ 競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員 _____

ア 競技会参加日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート(様式1 _____)により記録を行う場合は、 _____

エ 感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染症対応担当者を配置する。

6 参加者において遵守すべき事項

(1) 選手・選手団役員

ア 競技会参加日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

なお、スマートフォン利用者は原則として健康管理アプリにより、健康管理アプリを利用できない者は体調管理チェックシート(様式1 又は様式2)により記録する(観覧者を除き、以下同じ)。

ただし、各競技会場における各選手団ごとの取り扱いは統一する。

イ 受付を行う場合は、代表者が体調管理アプリにより全員分の健康状態等を確認した上で、受付時に画面提示を行う。なお、体調管理チェックシート(様式1又は様式2)により健康状態等の記録を行う場合は、体調管理チェックシート総括表(様式3)に様式1又は様式2を添付し、受付時に競技運営主管団体へ提出する。

ウ 競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員・競技補助員

ア 競技会参加日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート(様式1 及び様式2)により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は毎日、様式2を

受付時に競技運営主管団体へ提出する。競技運営主管団体の代表者は、確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

（3）実施本部員

ア 競技会参加日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録し、各自で参加可否の判断を行う。

イ 代表者は健康管理アプリ等により体調把握を行うとともに、確認した結果を必要に応じて体調管理チェックシート総括表（様式2）に取りまとめの上、
_____ 県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

（4）競技補助員、選手団サポーター

ア 競技会参加日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、集合時に代表者に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式1）により記録を行う場合も、集合時に代表者へ提出する。代表者は、確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

（5）報道員

ア 競技会参加日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

受付時に競技運営主管団体へ提出する。競技運営主管団体の代表者は、様式1又は様式2の記載を確認した上で、

_____ 県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

（3）実施本部員、選手団係、選手団サポーター、ボランティア

ア 競技会参加日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式1及び様式2）により記録を行う場合は、来場初日に様式1を、期間中は毎日、様式2を受付時に県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

（4）報道員

ア 競技会参加日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 _____）により記録を行う場合は、受付時に体調管理チェックシート（様式 1）を _____ 県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員 ID と報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

オ 取材人数は、できる限り少なくする。

カ 囲み取材・インタビューは、取材対象者同意のもと、身体的距離（取材対象者、取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(6) 大会役員・大会関係者、視察員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 _____）により記録を行う場合は、受付時に体調管理チェックシート（様式 1） _____ を県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(7) ボランティア・委託業者等

ア 競技会場で業務に従事する日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 _____）により記録を行う場合は、受付時に体調管理チェックシート（様式 1）を _____ 県実行委員会へ提出する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を 受付時に県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員 ID と報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

オ 取材人数は、できる限り少なくする。

カ 囲み取材・インタビューは、取材対象者同意のもと、身体的距離（取材対象者、取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(5) 大会役員・大会関係者、視察員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を 受付時に県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(6) 会場設営・売店事業者等

ア 競技会場で業務に従事する日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、業務に従事する初日に様式 1 を、期間中は毎

_____ 県実行委員会へ提出する。

団体として受付をする場合は、代表者が各個人毎の健康管理アプリ等を確認した結果を体調管理チェックシート総括表（様式2）に取りまとめの上、県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(8) 観覧者

ア 氏名及び連絡先の提出等、県実行委員会の要請に協力する。

イ 県実行委員会から体調管理チェックシート（別に定める様式）の記入、提出の要請があった場合は協力する。

ウ 別に定める参加条件により競技会参加日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

エ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（別に定める様式）により記録を行う場合は、来場日ごとに当該様式を受付時に県実行委員会へ提出する。

オ 観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

カ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

キ 飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

（ア）大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

（イ）メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

（ウ）ハイタッチ、肩組み

ク 次の応援は、競技会運営に支障が生じない範囲及び程度において、容認する。

_____ 日、様式2を受付時に県実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(7) 観覧者

ア 氏名及び連絡先の提出等、県実行委員会の要請に協力する。

イ 県実行委員会から体調管理チェックシート（別に定める様式）の記入、提出の要請があった場合は協力する。

ウ 別に定める参加条件により競技会参加日の14日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

エ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（別に定める様式）により記録を行う場合は、来場日ごとに当該様式を受付時に県実行委員会へ提出する。

オ 観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

カ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

キ 飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

（ア）大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

（イ）メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

（ウ）ハイタッチ、肩組み

ク 次の応援は、競技会運営に支障が生じない範囲及び程度において、容認する。

- (ア) プレーの度の拍手、拍手による応援
- (イ) スティックバルーンの使用
- (ウ) タオルを広げて振る、若しくは回す
- (エ) フラッグ（新聞紙大の手旗）を振る 等

上記の応援に当たっては、身体的距離を確保し、他の観覧者との接触は避ける。

(9) 全ての参加者が遵守すべき事項

- ア 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。
- イ マスクの着用が難しい参加者においては、県実行委員会にその旨を申し出ることとする。申出を受けた県実行委員会は、個別に入場の可否を判断する。
- ウ 手話を行うボランティア等、口元を隠すと支障のある場合は、透明なマスクを着用するか、マスクに代えてフェイスシールド等を着用するものとする。
- エ 食事の際は、指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- オ 競技会場内では、県実行委員会等の案内及び指示に従う。
- カ 競技会参加後又は会場業務従事後は、直帰するように努める。
- キ 競技会参加後又は会場業務従事後 14 日間は、健康管理アプリ等により健康状態等を確認する。

7 競技会場において実施すべき事項

- (ア) プレーの度の拍手、拍手による応援
- (イ) スティックバルーンの使用
- (ウ) タオルを広げて振る、若しくは回す
- (エ) フラッグ（新聞紙大の手旗）を振る 等

上記の応援に当たっては、身体的距離を確保し、他の観覧者との接触は避ける。

(8) 全ての参加者が遵守すべき事項

- ア 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。
- イ マスクの着用が難しい参加者においては、県実行委員会にその旨を申し出ることとする。申出を受けた県実行委員会は、個別に入場の可否を判断する。
- ウ 手話を行うボランティア等、口元を隠すと支障のある場合は、透明なマスクを着用するか、マスクに代えてフェイスシールド等を着用するものとする。
- エ 食事の際は、指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- オ 競技会場内では、県実行委員会等の案内及び指示に従う。
- カ 競技会参加後又は会場業務従事後は、直帰するように努める。
- キ 競技会参加後又は会場業務従事後 14 日間は、健康管理アプリ等により健康状態等を確認する。

7 競技会場において実施すべき事項

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

ア 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合はマスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。

イ 身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

ウ 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。

エ 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(3) 手洗い場所・トイレ

ア 手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意する（手指を乾燥させる設備は使用しない）。

イ 手洗いが難しい場合は、手指消毒アルコールを用意する。

ウ 身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

(4) 控室・更衣室等の諸室

ア 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じる。

ウ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気を徹底する。

(5) 観覧席

(1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

(2) 受付等

ア 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。設置できない場合はマスクのほか必要に応じてフェイスシールド等を着用する。

イ 身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

ウ 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。

エ 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

(3) 手洗い場所・トイレ

ア 手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意する（手指を乾燥させる設備は使用しない）。

イ 手洗いが難しい場合は、手指消毒アルコールを用意する。

ウ 身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

(4) 控室・更衣室等の諸室

ア 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じる。

ウ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気を徹底する。

(5) 観覧席

- ア 屋内競技では収容定員の50%以内とする。
- イ 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。
- ウ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する(1m以上)。
- エ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観覧席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。
- オ 選手団用の座席を設ける場合は、観覧席と分けし、極力離れた場所とする。
- カ 観覧席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項等、観戦時の注意事項を掲示する。
- キ 原則として有観客での開催とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合は、無観客の開催とすることを妨げない。無観客の開催とする場合は、県実行委員会、会場地市実行委員会、競技運営主管団体に協議のうえ、決定する。
- なお、決定にあたり、実行委員会が必要に応じて予め公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省と協議を行う。

(6) 取材エリア

- ア 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。
- イ 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。
- ウ 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保する。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

- ア 屋内競技では収容定員の50%以内とする。
- イ 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の50%以内とする。
- ウ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する(1m以上)。
- エ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観覧席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。
- オ 選手団用の座席を設ける場合は、観覧席と分けし、極力離れた場所とする。
- カ 観覧席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項等、観戦時の注意事項を掲示する。
- キ 原則として有観客での開催とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合は、無観客の開催とすることを妨げない。無観客の開催とする場合は、県実行委員会、会場地市実行委員会、競技運営主管団体に協議のうえ、決定する。
- なお、決定にあたり、実行委員会が必要に応じて予め公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省と協議を行う。

(6) 取材エリア

- ア 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。
- イ 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。
- ウ 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保する。

(7) おもてなし、売店、休憩所等

ア 出店（出展）場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。

イ 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。

ウ 参加者が身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

エ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食は避けるとともに、食事中的会話は自粛する。

オ これらア～エの感染防止対策を講じることが出来ない場合は、設置を中止する。

8 宿泊、輸送

(1) 宿泊

県実行委員会は宿泊施設及び宿泊者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア 宿泊施設に対し、業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟））の遵守を依頼する。

イ 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【宿泊に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避け

ア 出店（出展）場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置することが望ましい。

イ 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。

ウ 参加者が身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

エ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。指定された飲食可能エリアで飲食し、対面での飲食は避けるとともに、食事中的会話は自粛する。

オ これらア～エの感染防止対策を講じることが出来ない場合は、設置を中止する。

8 宿泊、輸送

(1) 宿泊

県実行委員会は宿泊施設及び宿泊者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア 宿泊施設に対し、業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟））の遵守を依頼する。

イ 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【宿泊に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避け

る。

- ・ 原則としてマスクを着用する。
- ・ 定期的に手洗い、手指消毒を行う。
- ・ 入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。

- ・ 宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。

② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース

- ・ フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
- ・ ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して3密を避ける。

③ 客室

- ・ 同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
- ・ 定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合常時換気を行う。
- ・ トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

④ 食事会場

- ・ 会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
- ・ 宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
- ・ 食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

⑤ 浴室等

- ・ 浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

る。

- ・ 原則としてマスクを着用する。
- ・ 定期的に手洗い、手指消毒を行う。
- ・ 入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。

- ・ 宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。

② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース

- ・ フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
- ・ ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して3密を避ける。

③ 客室

- ・ 同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
- ・ 定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合常時換気を行う。
- ・ トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

④ 食事会場

- ・ 会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
- ・ 宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
- ・ 食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

⑤ 浴室等

- ・ 浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

(2) 輸送

県実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及びバス等利用者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー連合会））の遵守を依頼する。

イ バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【バス等利用に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 原則としてマスクを着用する。
- ・ 飲食はできる限り控え、食事中的会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。
- ・ 乗車前に手指を消毒する。

② 乗車時及び降車時

- ・ 乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
- ・ 通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。

③ 乗車中

- ・ できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
- ・ 往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

9 各種会議、開始式等

(2) 輸送

県実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及びバス等利用者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー連合会））の遵守を依頼する。

イ バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【バス等利用に当たっての留意事項】

① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 原則としてマスクを着用する。
- ・ 飲食はできる限り控え、食事中的会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。
- ・ 乗車前に手指を消毒する。

② 乗車時及び降車時

- ・ 乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
- ・ 通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。

③ 乗車中

- ・ できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
- ・ 往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

9 各種会議、開始式等

<p>(1) 監督会議等</p> <p>ア 監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の可否やオンライン等での実施など実施方法について検討する。また、監督会議等において、各競技会における感染防止対策や体調不良者発生時の対応等の情報共有を図る。</p> <p>イ 監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。</p> <p>(2) 開始式、表彰式等</p> <p>ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。その他の諸条件により実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。</p> <p>イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。</p> <p>ウ 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。</p>	<p>(1) 監督会議等</p> <p>ア 監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の可否やオンライン等での実施など実施方法について検討する。また、監督会議等において、各競技会における感染防止対策や体調不良者発生時の対応等の情報共有を図る。</p> <p>イ 監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。</p> <p>(2) 開始式、表彰式等</p> <p>ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。その他の諸条件により実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。</p> <p>イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。</p> <p>ウ 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。</p>
<p>10 体調不良者発生時の対応</p> <p>(1) 体調不良者の定義</p> <p>体調不良者とは、4(2)イ(ア)に該当する者をいう。</p> <p>(2) 入場時における受診・相談の勧奨</p> <p>入場時に体調不良者に該当する者は、4(2)イ(ウ)の要件に従い入場を不可とし、待機所に移動した上で、帰宅又は帰宿を促す。また、医療機関又は受診・ワクチン相談センター(以下「医療機関等」)</p>	<p>10 体調不良者発生時の対応</p> <p>(1) 体調不良者の定義</p> <p>体調不良者とは、4(2)イ(ア)に該当する者をいう。</p> <p>(2) 入場時における受診・相談の勧奨</p> <p>入場時に体調不良者に該当する者は、4(2)イ(ウ)の要件に従い入場を不可とし、待機所に移動した上で、帰宅又は帰宿を促す。また、医療機関又は受診・ワクチン相談センター(以下「医療機関等」)</p>

という。)への受診又は相談を勧奨し、その結果を県実行委員会に報告するよう依頼する。

(3) 入場後の対応

ア 体調不良者用の静養スペースの設置

入場後、体調不良者が発生した場合に対応するため、救護所とは別に体調不良者用の静養スペースを設置し、専任スタッフを配置する。なお、会場の都合上、救護所と別に設置することが困難なときは、パーティションにより他の傷病者の利用スペースと区分する等の方法により、感染防止を図る。

イ 体調不良者用の静養スペースでの対応

体調不良者は、体調不良者用の静養スペースにおいて静養させ、必要に応じて飲料、保冷剤、保温剤等の提供を行う。また、症状が落ち着き次第、帰宅又は帰宿を促すとともに、医療機関等への受診又は相談を勧奨し、その結果を県実行委員会に報告するよう依頼する。なお、症状が重篤な場合、救急搬送の要請を検討する。

(4) 対応記録及び追跡調査

ア 対応記録

入場時又は入場後に体調不良者に該当する者を確認したときは、当該体調不良者の氏名、住所、電話番号、所属する選手団等の名称、宿泊先、対応結果等を記録する。

イ 追跡調査

体調不良者が帰宅又は帰宿した後の健康状態、医療機関の受診・相談結果については、選手団等に対し必要な追跡調査を実施し、調査結果を記録する。

ウ 個人情報の保護

という。)への受診又は相談を勧奨し、その結果を県実行委員会に報告するよう依頼する。

(3) 入場後の対応

ア 体調不良者用の静養スペースの設置

入場後、体調不良者が発生した場合に対応するため、救護所とは別に体調不良者用の静養スペースを設置し、専任スタッフを配置する。なお、会場の都合上、救護所と別に設置することが困難なときは、パーティションにより他の傷病者の利用スペースと区分する等の方法により、感染防止を図る。

イ 体調不良者用の静養スペースでの対応

体調不良者は、体調不良者用の静養スペースにおいて静養させ、必要に応じて飲料、保冷剤、保温剤等の提供を行う。また、症状が落ち着き次第、帰宅又は帰宿を促すとともに、医療機関等への受診又は相談を勧奨し、その結果を県実行委員会に報告するよう依頼する。なお、症状が重篤な場合、救急搬送の要請を検討する。

(4) 対応記録及び追跡調査

ア 対応記録

入場時又は入場後に体調不良者に該当する者を確認したときは、当該体調不良者の氏名、住所、電話番号、所属する選手団等の名称、宿泊先、対応結果等を記録する。

イ 追跡調査

体調不良者が帰宅又は帰宿した後の健康状態、医療機関の受診・相談結果については、選手団等に対し必要な追跡調査を実施し、調査結果を記録する。

ウ 個人情報の保護

対応記録及び追跡調査における個人情報の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(5) 帰宅等に当たっての交通手段及び費用負担

帰宅又は帰宿、医療機関等の受診等のために必要な交通手段については、体調不良者本人又は選手団派遣母体等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

(6) 感染者が発生した場合の対応

ア 感染者の対応

感染者は、県実行委員会が定める報告先に速やかに検査結果を報告し、保健所の指示により、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。

イ 選手団等の対応

選手団の感染症対応担当者は、選手団に所属する者が感染者等に該当する場合、新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書(様式3)により、県実行委員会へ報告し、保健所が行う接触者調査に協力する。感染者と接触があった者がいる場合には、速やかに県実行委員会に報告し、保健所から指示があるまで宿泊施設等で待機及び健康観察を行う。また、PCR検査を受けることとなった濃厚接触者がいる場合には、検査結果についても県実行委員会に報告する。なお、濃厚接触者等が健康観察等を行うための待機場所等については、宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設とは別に、選手団等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

ウ 県実行委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により、消毒作

対応記録及び追跡調査における個人情報の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

(5) 帰宅等に当たっての交通手段及び費用負担

帰宅又は帰宿、医療機関等の受診等のために必要な交通手段については、体調不良者本人又は選手団派遣母体等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

(6) 感染者が発生した場合の対応

ア 感染者の対応

感染者は、県実行委員会が定める報告先に速やかに検査結果を報告し、保健所の指示により、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。

イ 選手団等の対応

選手団の感染症対応担当者は、選手団に所属する者が感染者等に該当する場合、新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書(様式4)により、県実行委員会へ報告し、保健所が行う接触者調査に協力する。感染者と接触があった者がいる場合には、速やかに県実行委員会に報告し、保健所から指示があるまで宿泊施設等で待機及び健康観察を行う。また、PCR検査を受けることとなった濃厚接触者がいる場合には、検査結果についても県実行委員会に報告する。なお、濃厚接触者等が健康観察等を行うための待機場所等については、宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設とは別に、選手団等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

ウ 県実行委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により、消毒作

業を行い、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を競技会参加者に周知する。

(7) 宿泊施設で体調不良者が発生した場合

宿泊施設において体調不良者が発生した場合、当該宿泊施設は、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟）に基づき、宿泊客の感染疑いの際の対応を実施する。

11 競技会開催の可否判断

競技会会期中（公式練習等を含む。）に、参加者に感染者が発生した場合には、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

12 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。

様式1～様式3 略

業を行い、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を競技会参加者に周知する。

(7) 宿泊施設で体調不良者が発生した場合

宿泊施設において体調不良者が発生した場合、当該宿泊施設は、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟）に基づき、宿泊客の感染疑いの際の対応を実施する。

11 競技会開催の可否判断

競技会会期中（公式練習等を含む。）に、参加者に感染者が発生した場合には、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

12 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。

様式1～様式4 略

体調管理チェックシート ※提出不要

本シートは、大会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態の管理に使用いただくことを目的としています。大会参加日の14日前から体温測定、各健康状態の項目を確認してください。なお、この様式は提出不要です。大会参加日に様式1を受付に提出してください。

団体等名		(ふりがな) 氏名		電話番号 (携帯電話等)	
------	--	--------------	--	-----------------	--

	14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	参加日
日付(記入してください)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温(0.1℃単位で記入してください)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
該当する項目のみチェック(✓)又は必要事項を記入してください(該当しない項目は空欄のままとしてください)。															
症状なし															
せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある															
頭痛、倦怠感(だるさ)がある															
息苦しさがある															
からだが重い、疲れやすい															
味覚や嗅覚の異常がある															
発熱及び上記の各症状を緩和又は改善させるために薬剤を服用した ※1															
新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある ※2															
同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる															
政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、入国後の待機期間が終了していない															
該当する場合は国、地域等を記入してください。															

※1 新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき処方された薬剤は除きます。
 ※2 保健所等の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者とします。

体調管理チェックシート

◎体調管理チェックシート(自己管理用)の記載等を確認したうえで、本シートを作成し、それぞれの受付で提出してください。
代表受付を行う場合は代表者に確認を受けてください。

ふりがな		電話番号 (携帯電話等)	
氏名			
団体等名			

本日及び本日より前14日間の
 本日の } 健康状態等は次のとおりで相違ありません。

項目(該当する項目にチェック(✓)を記入してください)		日付(記入してください)
下のいずれの項目にも該当しない。		/
37.5℃以上の発熱がある		
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある	
	頭痛、倦怠感(だるさ)がある	
	息苦しさがある	
	からだが重い、疲れやすい	
	味覚や嗅覚の異常がある	
	発熱及び上記の各症状を緩和又は改善させるために薬剤を服用した ※1	
行動歴	新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触がある ※2	
	同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる	
	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、入国後の待機期間が終了していない	
《抗原定性検査の対象者のみ、記入してください。》 実施した抗原定性検査の結果は陽性でした。		

※1 新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき処方された薬剤は除きます。

※2 保健所の調査等において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者となります。

本シートは、大会開催に当たり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後に破棄します。

体調管理チェックシート（総括表）

◎団体の代表者は、所属する者の体調管理チェックシート（様式1）を回収又はグローバルセーフティの提示を受け、記載等を確認してください。その後、本シート（総括表）を作成し、実行委員会に提出してください。

競技名	団体名
-----	-----

代表者	ふりがな	メールアドレス
	氏名	電話番号 (携帯電話等)
	住所	

体調管理チェックシート（様式1）又は グローバルセーフティの確認人数	ア	アのうち、以下の太枠内の 項目にチェックがあっ た者の実人数	イ	ウ
	人		人	人

※選手団はイの人数のうち、選手の人数のみをウにも記載してください。

- 本日及び本日より前14日間の } の健康状態は次のとおりです。
 本日の

日付（記入してください）		／
項目（該当する項目にチェック（✓）を記入してください）		
下のいずれの項目にも該当する者がいない。		
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健康状態	「せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある」に該当する者がいる	
	「頭痛、倦怠感（だるさ）がある」に該当する者がいる	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる	
	「からだが重い、疲れやすい」に該当する者がいる	
	「味覚や嗅覚の異常がある」に該当する者がいる	
	「発熱及び上記の各症状を緩和又は改善させるために薬剤を服用した」に該当する者がいる (新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき処方された薬剤は除きます)	
行動歴	「新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる」に該当する者がいる	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴があり、 入国後の待機期間が終了していない」に該当する者がいる	
《抗原定性検査の対象者がいる場合のみ、記入してください。》 実施した当選手団所属選手等の抗原定性検査の結果が陽性である者がいる。		

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。
 本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。
 また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。
 なお、本シートは、一定期間保管した後に破棄します。

新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書

報告No.	●●県-01		報告状況 ステータス	新規		
対象者 情報	フリガナ	ニホン タロウ		性別	年齢	
	氏名	日本 太郎		男	23	
	参加区分	<input checked="" type="checkbox"/> 選手 <input type="checkbox"/> 監督 <input type="checkbox"/> 競技運営役員 <input type="checkbox"/> 視察員 <input type="checkbox"/> 報道員 <input type="checkbox"/> その他〔 〕				
	*参加区分が、選手・監督の方は、以下をご記入ください。					
	大会名	全国障害者スポーツ大会	競技	陸上競技		
	種目	100m	障害区分	1		
感染 情報	感染区分	濃厚接触者	確定日	2022/10/25		
	事案把握 タイミング	<input checked="" type="checkbox"/> 競技会開始前 ⇒ <u>現地入り前</u> ・ 現地入り後 <input type="checkbox"/> 競技会会期中 <input type="checkbox"/> 競技会終了後 ⇒ 現地出発前 ・ 現地出発後 *「現地」とは、競技会会場又は競技会参加にあたり拠点とする場所(宿舎等)				
	推定される 感染理由、 確定日 2日前から の行動歴	職場、自宅の行き来。基本は自家用車での通勤。 10月24日に同居する家族が発熱し、検査の結果、10月25日に感染者と判明、その濃厚接触者と判断された。				
	指示・ 対応状況	指示者	保健所			
指示内容		保健所よりPCR検査を10月25日に指定医療機関で受けるように指示され、同日検査を受けた。発端者の発症等より7日間の待機(外出自粛および健康観察の陽性)を指示されたため、自宅にて10月24日から10月31日まで待機する。なお、当該者のPCR検査結果は10月26日頃までに出る予定。				
備考欄	報告期日時点で、当該者は無症状。					

報告期日: 2022年10月25日

団体名 : ●●県障害者スポーツ協会

記入者(団体役職): 体協 花子

※主催者(運営者)記入欄

【本件に関する対応内容】

参加・出場可否対応内容	
対象大会	<input type="checkbox"/> 都道府県予選会 <input type="checkbox"/> ブロック大会 <input checked="" type="checkbox"/> 本大会
当該者	<input type="checkbox"/> 参加・出場可能 <input checked="" type="checkbox"/> 参加・出場不可
周囲の者	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての周囲の者が参加・出場可能 <input type="checkbox"/> 一部又は全ての周囲の者が参加・出場不可
対応への補足事項 ※当該者以外の参加・ 出場不可の者の記入等	当該者の本大会(10/29開催)については、出場不可対応。 所属選手団については、当該者との接触が確認されなかったため大会出場。

【上記対応に関する主催者(運営者)確認欄】

所属	主催①	主催②	主催③	主催④	主催⑤
確認者氏名	●●●●	○○○○	■■■■	△△△△	▲▲▲▲
確認日	10/25	10/25	10/26	10/26	10/26
対応ステータス				対応完了	

いちご一会とちぎ大会における感染防止対策に係る検査の概要

1 趣旨

いちご一会とちぎ大会における参加条件で定める、PCR検査及び抗原定性検査について、実施方法や結果報告の方法等を示すもの。

2 検査の種類

- (1) 新型コロナウイルス感染症の核酸検出検査（PCR法等。以下「PCR検査」という。）
- (2) 抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液を検体とした自己採取検査）

3 PCR検査実施方法

(1) 共通事項

- ・ 原則として、各団体又は個人でそれぞれ検査機関を確保すること。
- ・ 検査機関の選定に当たっては個別検査とし、検査結果が受検者本人のものであることが明示されるようにすること。（プール検査は不可とする。）
- ・ 大会参加日（※1）の午前0時から起算して、最大120時間前以内に採取した検体を用いること。なお、検体の種類（鼻咽頭ぬぐい液や唾液など）は問わないものとする。
- ・ 大会参加に当たっては、検査結果を確認の上、来場（来県・入宿）すること。なお、検体採取後は、大会参加を経て帰宅等するまで、常に感染対策を意識して行動すること。

（※1）大会参加日とは、「大会参加初日（公式練習や開催準備、開・閉会式への参加等により、各競技会場や開・閉会式会場等を訪れる初日）」、又は「宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設に入る日」のいずれか早い日とする。

(2) 選手団関係者（参加条件1(2)①に該当する者）、視察員（参加条件1(2)②視察員に該当する者）

【検査実施前】

- ・ 派遣元団体は、検査対象者の氏名等を記載したPCR検査対象者一覧表（様式1）を作成し、10月13日までにメールにて栃木県実行委員会に提出すること。
- ・ 検査結果の通知方法により、「結果に受検者名が記載されない」、「結果が一覧で出される」等の場合、受検者と検査結果が突合できるよう、別途受検者名簿（任意様式）を作成すること。
- ・ 派遣元団体が検査結果を確認し、栃木県実行委員会への報告が完了するまで、来場・入宿・現地を出発することができないため、計画的に検査を実施すること。

【検査実施後～大会参加日の前日（出発前）】

- ・ 派遣元団体は、検査結果の第三者確認及び様式1による集約・管理を行うこと。
- ・ 検査結果は、派遣元団体が大会参加日ごとに、当該大会参加日の前日16時までに、PCR検査報告書（様式2）により、栃木県実行委員会へメールで報告すること。
- ・ 検査結果通知等は栃木県実行委員会の求めに応じて提示できるようにすること（写しや撮影した画像可）。

【提出先】

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局
 （大会実施本部総務班検査チーム）
 E-mail: kokutai-kensa@pref.tochigi.lg.jp

(3) 栃木県実行委員会が確保した検査機関で検査を実施する者（参加条件1(2)②（視察員を除く）、

③、⑤及び⑥に該当する者)

- ・ 栃木県実行委員会が検査対象者リストを作成し、検査機関から検査対象者へ検査キットが送付される。
- ・ 検査キット到着後、検査対象者は大会参加日に応じて、検体を採取し、検査機関へ返送する。
- ・ 検査結果は、メールアドレスの提示があった者に通知されるほか、所属団体の担当者や栃木県実行委員会へ報告されるため、個人の検査結果は提出不要とする。
- ・ 検査結果通知等は栃木県実行委員会の求めに応じて提示できるようにすること（写しや撮影した画像可）。

(4) 報道関係者（参加条件1(2)④に該当する者）

- ・ 検査結果通知等は栃木県実行委員会の求めに応じて提示できるようにすること（写しや撮影した画像可）。

4 抗原定性検査の実施方法

(1) 検査キットの確保及び配布方法

- ・ 参加条件に基づき実施する大会参加期間中の抗原定性検査は、栃木県実行委員会が手配する。
- ・ 配布方法は下表のとおりとする。

区分	配布方法
選手、選手団役員	派遣元団体は、栃木県実行委員会から送付された検査キットを検査対象者へ配布
視察員	後催県全国障害者スポーツ大会担当課は、栃木県実行委員会から送付された検査キットを検査対象者へ配布
競技役員	競技運営主管団体は、栃木県実行委員会から送付された検査キットを競技役員へ配布
その他の参加者	栃木県実行委員会から、検査対象者へ配布

(2) 対象者・実施方法

対象者	実施方法
選手、選手団役員 競技役員 実施本部員（選手団班） 選手団サポーター コンディショニングルーム従事者 車いす補装具修理所従事者	1回目は大会参加日当日、来場・入宿・現地出発前に自宅等で実施すること。 大会参加日の翌々日、来場前に自宅・宿舎等で実施すること。（翌々日が不参加の場合、翌参加日）
視察員 栃木県実行委員会において必要と認める者	大会参加日当日、来場・入宿・現地出発前に自宅等で実施すること。
閉会式参加者のうち、以下の①又は、②に該当する者 ①PCR検査の対象者で、開会式又は競技会もしくは、その両方に参加した者 ②県実行委員会において必要と認める者	閉会式当日の、来場前に自宅・宿舎等で実施すること。
PCR検査対象者のうち、大会期間中に離県し、2日間以上空けて、再来県する者	再来県のため、現地を出発する前に自宅等で実施すること。

※ 検査は原則として、検査キットを事前配布し、大会参加日当日の来場・入宿・現地出発前に自宅等で検査を実施すること。

(3) 検査結果の記録

- ・ 健康管理アプリを利用する者は、特記事項欄に検査結果を入力すること。健康管理アプリが利用できない者は、体調管理チェックシートに検査結果を記載すること。
- ・ 個人の検査済みのキットは提出不要とするが、検査実施日の本人の検査結果であることを確認できるよう、検査キットを撮影する等により、記録することが望ましい。
- ・ 検査実施日の本人の検査結果であることを示す方法として、検査キット余白部分へ日時・氏名を記載し、身分証明書等と組み合わせて写真を撮影する等、適切に記録することが望ましい。

(4) 検査の留意事項

- ・ 検査実施の前に、別添「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を確認の上、各自で理解度確認テストを実施すること。
- ・ 検査実施に当たっては、検査精度の低下を防ぐため検査キットの説明書をよく読み、正しい方法で実施すること。
- ・ 選手、選手団役員の検査結果については、派遣元団体の責任者が必ず確認、記録し、適切に保管すること。
- ・ 検査実施後、検体採取に用いた綿棒などの用具一式は、適切に廃棄すること。

いちご一会とちぎ大会 PCR検査対象者名簿

都道府県名	栃木県
PCR検査対象人数	名
記載責任者	
電話番号	090-****-****
メールアドレス	*****@gmail.com

派遣元団体の担当者

会期中に連絡が着く連絡先を記載

報告日	
-----	--

検査実施前報告項目						PCR検査			抗原定性検査					
No.	参加区分		氏名		大会参加日	検体採取日	報告日	結果	検査日①	結果	検査日②	結果	検査日③	結果
	区分NO	競技(種目)/役員												
例	1	選手団役員	選手団役員	栃木 一郎	10/27	10/22	10/26	陰性	10/27	陰性	10/29	陰性	10/31	陰性
1	2	陸上競技	選手	栃木 二郎	10/27	10/23	10/26	陰性	10/27	陰性	10/29	陰性	10/31	陰性
2	5	卓球(STT含む)	選手	栃木 三郎	10/27	10/22	10/26	陰性	10/27	陰性	10/29	陰性	10/31	陰性
3	8	ボウリング	選手団役員	栃木 四郎	10/27	10/22	10/26	陰性	10/27	陰性	10/29	陰性	10/31	陰性
4	12	グランドソフトボール	選手団役員	栃木 五郎	10/27	10/23	10/26	陰性	10/27	陰性	10/29	陰性	10/31	陰性
5	17	フットソフトボール	選手団役員	栃木 六郎	10/27	10/23	10/26	陰性	10/27	陰性	10/29	陰性	10/31	陰性
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39														
40														
41														
42														
43														
44														
45														
46														
47														
48														
49														
50														

PCR検査結果報告書

提出先： いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局
(大会実施本部総務班検査チーム)
メール： kokutai-kensa@pref.tochigi.lg.jp

____月____日が、大会参加日となっている参加者について、PCR検査の結果を確認し、以下のとおり報告します。

・ 陽性者 なし ・ あり (名)

なお、陽性者については、大会参加を取り止め、所定の連絡先へ新型コロナウイルス感染症発生状況等報告書を提出しております。

令和4年 月 日

団体名： 〇〇県障害者スポーツ協会

(確認者)

部署名： _____

職・氏名： _____

抗原定性検査の検査について（補足資料）

1 都道府県・指定都市選手団の大会参加パターンによる抗原定性検査実施例

入県日	離県日	抗原検査の実施					
		10/27	10/28	10/29 (開会式)	10/30	10/31 (閉会式)	11/1
10/27	11/1	○	—	○	—	○	—
10/28			○	—	○	○	—
10/29				○	—	○	—
10/30					○	○	—
10/31						—	—

2 実施方法

- ・ 1回目は大会参加日当日の現地出発前に自宅等で実施する。
 - ・ 2回目は大会参加翌々日の来場前に宿舎等で実施する。
 - ・ 閉会式に参加する者は、閉会式当日の来場前に宿舎等で実施する。
- ※ 10/31に競技会場を經由し、式典会場に来場する者は競技会場来場前に実施すること。
- ・ 会期を通じて競技会不参加で開・閉会式いずれかのみ参加する者は実施しない。

3 抗原定性検査キットについて

- ・ 事前に $\text{〈選手団人数} \times 3 \text{回分〉} + \text{予備}$ を栃木県実行委員会より送付いたしますので、入県前に検査を実施していただくとともに、残りの検査キットを忘れずにお持ち込みください。
- ・ 配付個数については検査キット送付の際に同封する通知を御確認ください。
(9月28日付い栃実第717号にて通知済)

医療従事者の不在時における新型コロナウイルス 抗原定性検査のガイドライン

令和3年6月25日
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査は、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の構成成分である蛋白質（抗原）を、ウイルスに特異的な抗体を用いて検出する検査であり、抗原定性検査に用いるキットのうち薬事承認を得ているものは、検体として鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液を用いた場合に有効性があるものとして承認されています。このうち鼻腔ぬぐい液は、被検者による自己採取が可能であり、その場合医療従事者の管理下で行うことが原則ですが、医療従事者が常駐していない高齢者施設等において従事者等に症状が現れた場合にも早期に感染リスクのある者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針第4版」において、「医療従事者が常駐していない施設等において迅速に抗原定性検査を実施するために自己採取を行う場合は、検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下で適切な感染防護を行いながら実施する」とされました。

これを受けて、施設を含む事業所（以下、「施設等」という。）の職員の管理下で抗原定性検査を行う場合の注意点等について本ガイドラインにおいてとりまとめましたので、医療従事者の不在時に抗原定性検査を実施することが考えられる施設等においては、本ガイドラインの内容を理解し、適切な検査実施のために必要な体制を整えた上で検査を実施してください。さらに、自施設が使用する予定のキットを確認の上、各キットの添付文書や、メーカーによるパンフレットや動画資料についても確認し、検査の実施方法について十分理解するようお願いします。（各メーカーの資料については、厚生労働省ホームページに、各ウェブサイトのURLを掲載しています。）

また、検査の実施により、偽陽性（実際は感染していないのに、結果が陽性になること）や偽陰性（実際は感染しているのに、結果が陰性になること）の結果が出ることもあります。各施設においては、施設内で実施した検査の結果が絶対でないことに十分留意し、検査結果が陰性の場合であっても医療機関を受診するなど、検査実施後の対応について本ガイドラインを参考にした上で医療機関等と協議し確認してください。

なお、本ガイドラインは、検査に関する技術的事項について、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」検討委員会の助言を得て作成しています。

2. 検査対象

施設内等事業所において新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある者を早期に発見

するため、医療従事者の不在時にも必要に応じて抗原定性検査を実施することとした施設等（以下「検査実施施設」という。）においては、出勤後や登校後などに、発熱、咳、咽頭痛、頭痛、筋肉痛、下痢、倦怠感などのかぜ症状その他新型コロナウイルス感染症の初期症状として考えられる症状が認められた者（以下「有症状者」という。）に対して、本人の同意を得た上で検査を行うものとします。

ただし、出勤等の前に既にこれらの症状を自覚している場合には、出勤等せずに医療機関を受診するようにしてください。また、施設等内の有症状者が、その場で検査を実施せずとも直ちに医療機関を受診できる場合には、検査の実施を待たずに速やかに受診するようにしてください。

なお、他者による鼻腔ぬぐい液の採取は感染等のリスクを伴う可能性があることから、医療従事者の不在時における抗原定性検査は、有症状者本人が施設等の職員の説明等により検査の実施法を理解し、他者の介助なしで自己採取を行うことが可能な場合にのみ実施してください。（有症状者本人が自己採取を行えない場合には、医療機関を受診するか、医療従事者により検査を実施してください。）

3. 事前準備

（検査実施管理者のリスト化）

- 検査実施施設においては、検査の実施に関して必要な事項・注意点を理解し、実際に検査を行う際に被検者への指示や検査結果の判定等を行う職員（以下「検査実施管理者」という。）を事前に定め、検査実施管理者となる職員のリストを作成し、保管します。検査実施管理者となる職員は、本ガイドライン及び各キットの添付文書等の内容を理解した上で、厚生労働省ホームページ上にある理解度確認テストを受検し、所定の点数を得るようにしてください。

（連携医療機関の確保）

- 検査実施施設は、検査実施時に以下の役割を担い検査実施施設を支援することが可能な医療機関（以下「連携医療機関」という。）を事前に確保し、連絡先とともにリストを作成し、保管します。（連携医療機関は、新型コロナウイルス感染症の診療・検査及び患者の診断を行う医療機関であることとします。）連携医療機関が曜日によって異なる等の理由で複数ある場合には、全ての連携医療機関を含めてリスト内に記載します。検査実施施設は、連携医療機関との協議により検査実施後の対応について事前に定めておきます。

◆ 連携医療機関の役割

- 施設内で実施する抗原定性検査の対象とすべき症状の目安や、検体採取・キットの使用・判定の方法、検査実施後の対応について、検査実施施設からの求め

に応じて助言を行う。

- 施設内で実施する抗原定性検査の結果が陽性だった場合に、できるだけ速やかに被検者の診療を行う。
- 施設内で実施する抗原定性検査の結果が陰性だった場合に、被検者の診療または必要な助言を行う。
 - ※ 施設内で有症状者が同時に多数発生する場合等、連携医療機関だけでは対応困難な可能性がある場合の対応についても、事前の協議で確認します。
- 有症状者が自己採取することが困難であり、医療機関を速やかに受診することも難しい場合には、往診や往診可能な医療機関の紹介等によって適切に診療につなげる。

(検査キットの確認・保管)

- 抗原定性検査に用いるキットが薬事承認を得ているものであることを確認し、添付文書に記載された方法に基づき適切に保管し、在庫量について定期的に確認します。

(検査実施場所の確保)

- 施設内で抗原定性検査を実施する場所について、以下の条件を参考にあらかじめ定めておきます。

◆ 検査実施場所の条件

- 換気が適切になされていること。
- 検査実施管理者が、被検者が検体採取を行う位置から2メートル以上距離を置いて立ち会うことができるだけのスペースがあるか、被検者が検体採取を行う位置と検査実施管理者が立ち会う位置との間にガラス窓のついた壁等による隔りがあること。
- 不特定多数の人が往来する場所ではなく、実際に検査を行うときに、被検者と検査実施管理者、検査実施管理者を補助する職員（いる場合）以外は検査実施場所から離れることが可能であること。

(感染防護具の確保)

- 検査実施の際の感染防護のため、サージカルマスクまたは不織布マスクと手袋が検査実施施設内に確保されていることを確認します。

(検査に使用する物品の廃棄法の確認)

- 使用後のキットの廃棄に当たっての具体的な処理手順について、キットの添付文

書のうち廃棄上の注意の項を参照した上で、廃棄物の回収事業者を確認します。

(施設内マニュアルの作成)

- 上述の事前準備で定めた以下の項目について、実際に検査を行う際に検査実施管理者その他の職員がすぐに参照できるよう、マニュアルとしてまとめて記録しておきます。
 - ◆ 施設内マニュアルに最低限含まれるべき内容
 - 連携医療機関の受診方法を含めた検査実施後の対応
 - 検査キットの保管方法（保管場所を含む。）
 - 施設内における検査実施場所
 - 被検者や検査実施管理者等が装着する感染防護具とその保管場所

4. 検査実施時

- 検査実施施設において、発熱、咳、喉の痛み等の症状のある有症状者が認められ、その有症状者が直ちに医療機関を受診することが困難な場合は、本人の同意を得た上で検査を行います。

(感染防護のための装備)

- 被検者は、サージカルマスクまたは不織布マスクを装着します。
- 検査実施管理者は、サージカルマスクまたは不織布マスクに加えて、手袋を装着します。
- 複数の被検者に対して検査を実施する場合には、検査実施管理者の手袋は検査実施毎に交換します。

(事前説明)

- 検査実施管理者は、検査実施について被検者の同意を得る際に、連携医療機関との事前の取り決めの内容に応じて、検査実施後に連携医療機関を受診する必要があることを説明します。
- 検査実施管理者は、検体採取・試料調製・試料滴下に関する手順を被検者に説明します。可能な場合には、使用するキットを製造するメーカーの提供する動画資料等を被検者に視聴させます。

(検体採取・試料調製・試料滴下)

- 検査における検体採取・試料調製・試料滴下の行程は、検査管理者の立ち会いの

下で被検者本人が行います。(被検者本人が検査の実施法を理解し、自立して自己採取が可能でない場合には、医療機関を受診するか、医療従事者により検査を実施すること。)

- 以下の一般的な手順に加えて、検査管理者は各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、採取等の方法について被検者に説明を行います。この際、採取法について理解しているかを含め、被検者が適切に自己採取を行えそうか確認してください。
- 検査管理者は、被検者がこれらの行程を適切に実施できているか確認します。その際、検体採取については、被検者とガラス窓のついた壁等により隔てられた位置から確認するか、被検者と2メートル以上距離を取り被検者の側面などから確認するなど、被検者から飛沫を直接浴びることのないようにします。
- 検体採取によって鼻出血が生じた場合には、被検者は座った状態で顔をやや下向きにして、鼻をつまんで10分間程度押さえるようにします。

※検体採取～試料滴下の一般的な手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動する
- ② マスクをずらし、鼻のみを出す
- ③ 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm程度スワブを挿入する
- ④ スワブを鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ⑤ 5秒程度静置し、引き抜く
- ⑥ スワブが十分に湿っていることを確認する
- ⑦ マスクを戻す

※ 他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、医療従事者不在時の検体採取は、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

※ 同一スワブで両側の鼻腔から採取することを推奨している製品もあるため、添付文書の記載を確認すること。

※ 検体採取中にくしゃみや咳が出る場合には、マスクを上げて鼻と口を覆うように伝えておく。

<試料調整>

- ① 採取後ただちにスワブをチューブに浸す
- ② スワブの先端をつまみながら、チューブ内でスワブを10回程度回転させる
- ③ スワブから液を絞り出しながらチューブからスワブを取り出し、スワブを破棄する

※スワブの破棄は、検査に用いた物品を破棄するための専用のビニール袋に入れる等、事前に定めた方法に則る。

- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ （製品によってはそのまま一定時間静置する）

< 試料滴下 >

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15分～30分程度）、キットを静置する

（結果の判定）

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、各製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、可能であればその場で連携医療機関からの助言を受けることも考えられますが、判断がつかない場合には、その後の対応は陽性であった場合と同様に取り扱いってください。
- 医療従事者が不在時の抗原定性検査については、診療ではないため、結果に基づいて医師以外の施設管理者や検査実施管理者が被検者が感染しているか否かについて判断を行うことはできません。（診断は、医師のみが可能な行為です。）このため、結果の判定について、医師でない検査実施管理者が責任を負うものではありません。

5. 検査結果に基づく対応

（1）陽性の場合

- 検査結果が陽性であった者は帰宅・出勤停止とした上で、速やかに連携医療機関の医師による診察を受けることを徹底してください。医療機関により感染性がないと判断され、症状が軽快するまでは療養を行ってください。

（2）陰性の場合

- 偽陰性の可能性もあることから、施設管理者又は検査実施管理者は、体調が悪い職員の連携医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が軽快するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてくだ

さい。

(3) 判定が困難であった場合

- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、可能であればその場で連携医療機関からの助言を受けることも考えられますが、判断がつかない場合には、陽性であった場合と同様に速やかに医療機関を受診するようにしてください。

6. 検査実施後の対応

- 検査実施毎に、検体採取を行った場所（机、ドアノブ等）を、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(※)の「3. モノに付着したウイルス対策」を参照の上、消毒します。
※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- キットや感染防護具、スワブをビニール袋に入れて密封するなどした上で、施設の取り決めに従って廃棄します。
- 被検者と検査実施管理者は、石けんと流水による手洗いか、消毒薬を用いた手指の消毒を行います。

医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 <理解度確認テスト>

医療従事者の不在時に有症状者に対して検査を行うことが考えられる施設等において職員の中から事前に定める「検査実施管理者」は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」及び使用するキットの添付文書、メーカーによるパンフレット等の内容を理解した上で本テストを受験し、全問正解できることを確認するとともに、各問の解説を確認し適切な検査実施についてさらに理解を深めていただくようお願いします。

※初回の受験で全問正解しなかった場合は、再度の受験により全問正解できることを確認してください。

<問題>

各問の文章の内容について、正しいか誤りがあるか、いずれかを選択してください。

(回答後、正答を次のページから確認してください。)

1. 検査においては、薬局等で一般向けに販売されている抗原定性検査キットなどの中から、施設が使いやすいものを選んで使用する。	(正 誤)
2. 検査キットは、冷蔵保存にて保管する必要がある。	(正 誤)
3. 業務を開始する前に体調不良を自覚した職員は、抗原定性検査を実施し、陰性を確認してから業務に従事する。	(正 誤)
4. 現在薬事承認されている抗原定性検査のキットは、検体として鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液または唾液を用いることができる。	(正 誤)
5. 医療従事者の不在時に検査を実施した結果により医師ではない施設の職員等が診断を行うことは、いかなる状況においても認められない。	(正 誤)
6. 検査実施管理者は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」の内容を事前に十分理解しておけば、検体採取の指導等を行うことができる。	(正 誤)
7. 鼻腔ぬぐい液検体を採取する際は、スワブを鼻の入り口から2 cm 程度挿入して採取する。	(正 誤)
8. 被検者が自己採取の方法を十分理解し、適切に行うことが困難と考えられる場合は、被検者の安全のため、施設職員が被検者の鼻腔から採取を行う等、採取の補助を適切に行わなければならない。	(正 誤)
9. 検査実施管理者は、被検者の検体採取に立ち会う際の感染防護具として、サージカルマスクまたは不織布マスクと、手袋を装着する。	(正 誤)
10. 検査結果の判定は、キットに試料を滴下した後、製品毎に定められた時間が経過するのを待ってから、それ以降の任意のタイミングで行う。	(正 誤)
11. 検査結果が陽性だった場合は、被検者は発症日から10日間は出勤等ができないこととなる。	(正 誤)
12. 症状のある者に対して実施した検査の結果が陰性だった場合でも、医療機関の受診や自宅待機等の対応をする必要がある。	(正 誤)

<正答と解説>

正答	解説
1. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	抗原定性検査に用いるキットは、薬事承認を得ずに一般向けに販売されているものではなく、薬事承認を得たものを用いる必要があります。
2. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	検査キットの中には、常温で保管できるものもあります。保管条件は、製品毎に異なりますので、各製品の添付文書を必ず確認してください。
3. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	体調の悪い職員が、検査の結果が陰性であったことを以て業務に従事することは適切ではありません。また、出勤前に既に体調不良がある場合には、出勤せずに医療機関を受診してください。
4. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	現在薬事承認されている抗原定性検査のキットは、検体として鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液を用いることができますが、唾液検体を用いることはできません。
5. (正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/>)	疾病の診断は、医師のみが行うことができるため、医療従事者不在時の検査の結果を以て、被検者の感染の有無を確定的なものとして取り扱うことはできません。
6. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	検体採取や試料調整、判定等の方法は検査キットの製品毎に差異がある場合があるため、検査実施管理者は、使用する製品の添付文書や、メーカーによるパンフレット等の資料も確認し、内容を理解しておく必要があります。
7. (正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/>)	採取法の詳細は、使用する製品の添付文書や、メーカーによるパンフレット等の資料も確認してください。
8. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	他者の鼻腔検体を採取することは、感染リスクを伴う可能性があるため、医療従事者の不在時の検査は、被検者が自己採取の方法を十分理解し、適切に行うことができる場合に実施してください。被検者が自己採取を行うことが困難な場合は、医療機関を受診してください。
9. (正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/>)	適切な感染防護具を装着するほか、検査実施場所の換気や、被検者と距離を十分取るなどの対応を行ってください。
10. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	試料滴下から時間が経過しすぎると、キット上に表示される結果が変わってしまう場合があるため、結果の判定は、製品毎に定められた時間が経過したタイミングで行います。
11. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	検査結果が陽性だったことを以て患者であることが確定するものではなく、結果が陽性だった者は医療機関を受診し、医師の指示を受ける必要があります。医師により新型コロナウイルス感染症の患者と診断された者の出勤等については、保健所の案内に従います。
12. (正 <input checked="" type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/>)	医療従事者不在時の検査による陰性の結果を以て新型コロナウイルスに感染していないと判断することは適切でなく（診断は医師が行う必要があります。）、また、発熱等の症状がある場合は、他の感染症に罹患している可能性もあるため、医療機関を受診や自宅待機等の対応が必要です。



Panbio™ COVID-19 Antigen ラピッド テスト (鼻腔ぬぐい液用・S)

簡易操作ガイド

詳細は、添付文書をご参照ください。

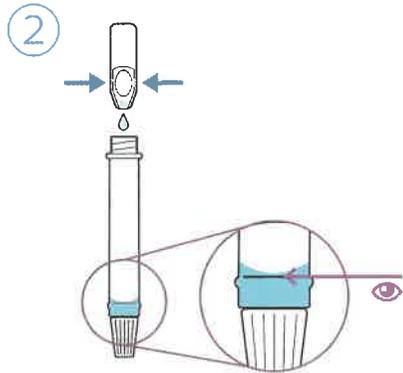
体外診断用医薬品

製造販売承認番号
30300EZ00001000

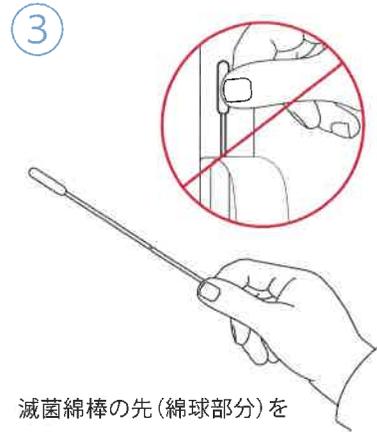
操作方法



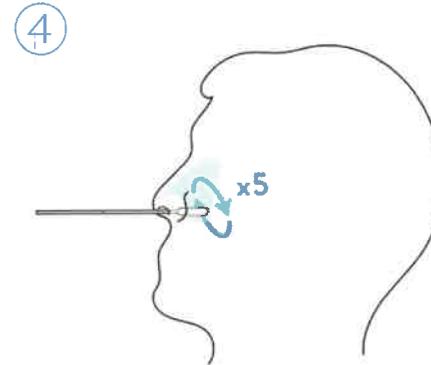
① 抽出液アンプルのタブをねじ切ってください。



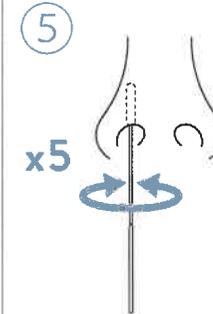
② 抽出液アンプルを垂直に保持し、検体抽出容器の上限ライン (300µl) まで加えてください。



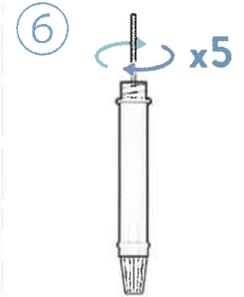
③ 滅菌綿棒の先(綿球部分)を触らずに袋から取り出してください。



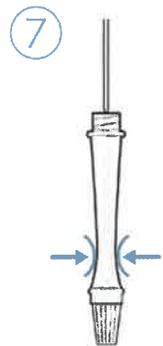
④ 滅菌綿棒を最初に抵抗を感じる部分(約2cm)までゆっくり鼻孔に挿入してください。その後、鼻孔壁を擦る様に5回転させてください。



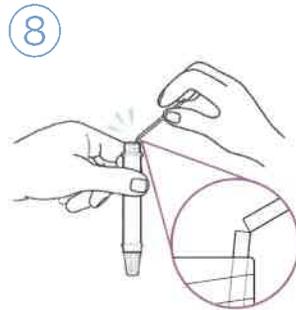
⑤ 滅菌綿棒をゆっくりと取り出し、同じ綿棒でもう一方の鼻孔で検体採取を繰り返してください。



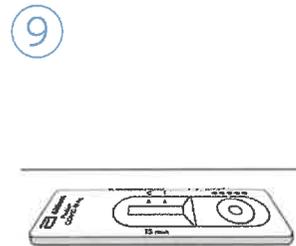
⑥ 抽出液に検体採取後の綿棒の綿球部分を浸し、管壁に押し付けながら少なくとも5回転は回転させてください。



⑦ 検体抽出容器の外側から綿球を指で押さえながら、検体を押し出してください。



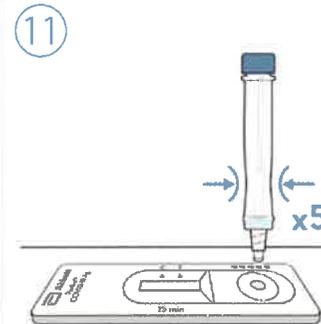
⑧ 綿棒の軸のブレイクポイントで軸を折ってください。



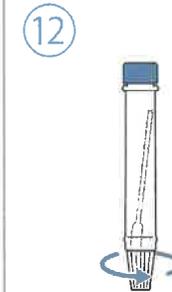
⑨ アルミ袋からテストデバイスを取り出し、平らな面に置いてください。



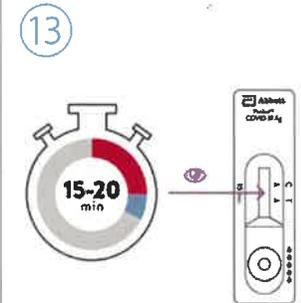
⑩ 検体抽出容器下部の滴下ノズルのキャップを開けてください。



⑪ 試料液5滴をテストデバイスの検体添加部に垂直に滴下してください。反応が終了するまでテストデバイスを動かさないでください。



⑫ 滴下が終了したら、検体抽出容器下部の滴下ノズルのキャップをしっかり閉めてください。

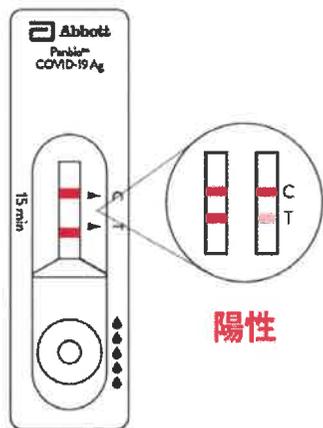


⑬ 15分後(20分まで)にテストデバイスの判定領域を観察し、ラインの有無により判定してください。

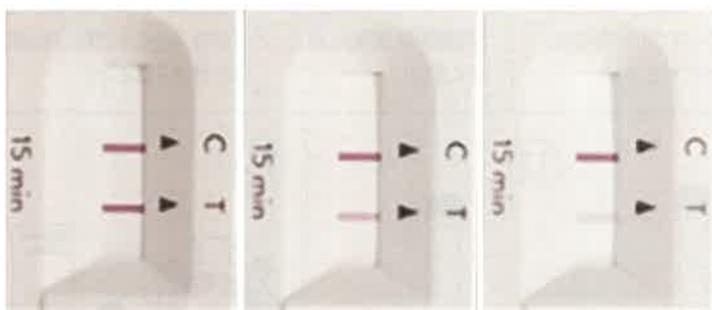
判定方法は裏面59をご覧ください

判定方法

陽性

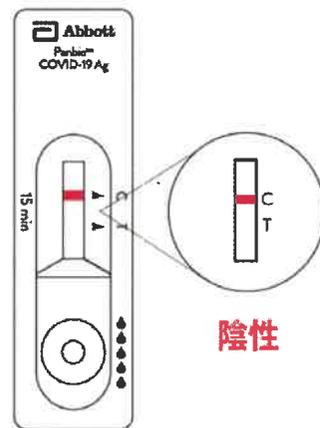


陽性

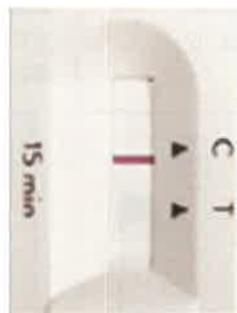


テストライン (T) およびコントロールライン (C) にラインが認められた場合、陽性となります。

陰性

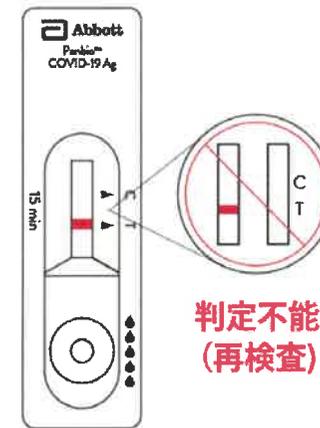


陰性

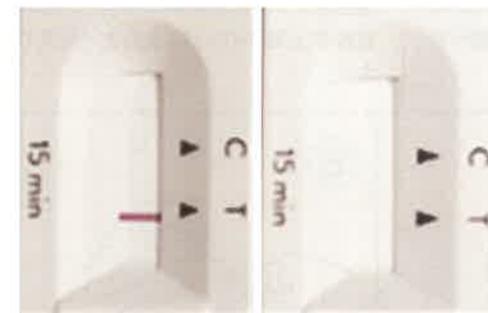


コントロールライン (C) にのみラインが認められて、テストライン (T) にラインが認められなかった場合、陰性となります。

判定不能 (再検査)



判定不能 (再検査)



コントロールライン (C) にラインが認められなかった場合は、たとえテストライン (T) にラインが認められたとしても検査は無効です。未使用の製品を用いて再検査してください。

※ラインが認められればその濃淡に関わらずライン有と判定してください。

製造販売元
アボット ダイアグノスティクス メディカル株式会社
 〒270-2214 千葉県松戸市松飛台357

問い合わせ先
 電話番号 0120-1874-86 (受付時間 9:00~17:00 / 一・祝日を除く)
 アボット ダイアグノスティクス メディカル株式会社 お客様相談室
 〒163-0807 東京都新宿区西新宿2-4-1

60

いちご一会とちぎ大会 参加者留意事項

1 大会参加にあたっての健康観察及びリスク管理

- (1) 大会の成功を担う一員であることを自覚し、全ての参加者を新型コロナウイルス感染症から守るため、大会参加日（※1）の14日前の時点から大会終了日（※2）までの間、自己の体調管理及び会場内外で新型コロナウイルスへの感染リスクを抑える行動を取ることを。
- (2) 健康管理アプリ等で起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。
- (3) 罹患時の重症化リスク等を低減するため、大会参加日の14日前までに可能な限り推奨される回数のワクチン接種を行うとともに、スマートフォン利用者は、原則として、厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を活用すること。

（※1） 大会参加日とは、「大会参加初日（公式練習や開催準備、開・閉会式への参加等により、各競技会場や開・閉会式会場等を訪れる初日）」、又は「宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設に入る日」のいずれか早い日とする。

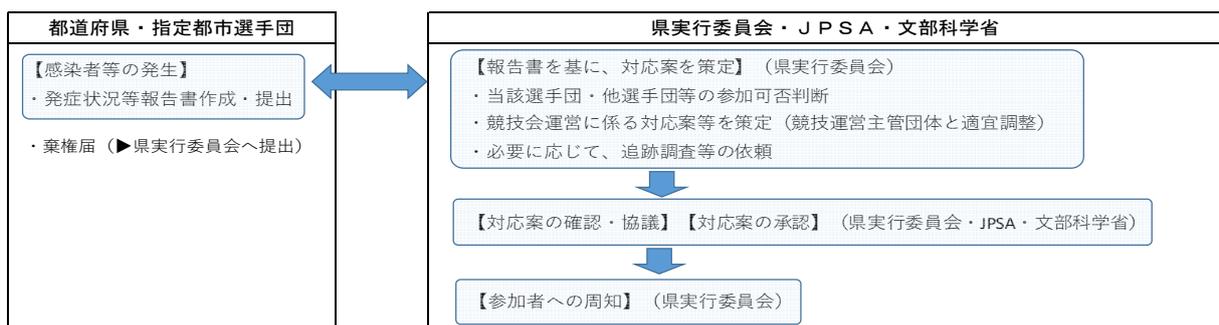
（※2） 大会終了日とは、競技会、開・閉会式への参加や関連業務への従事等が終了する日とする。

2 大会参加日以前の対応

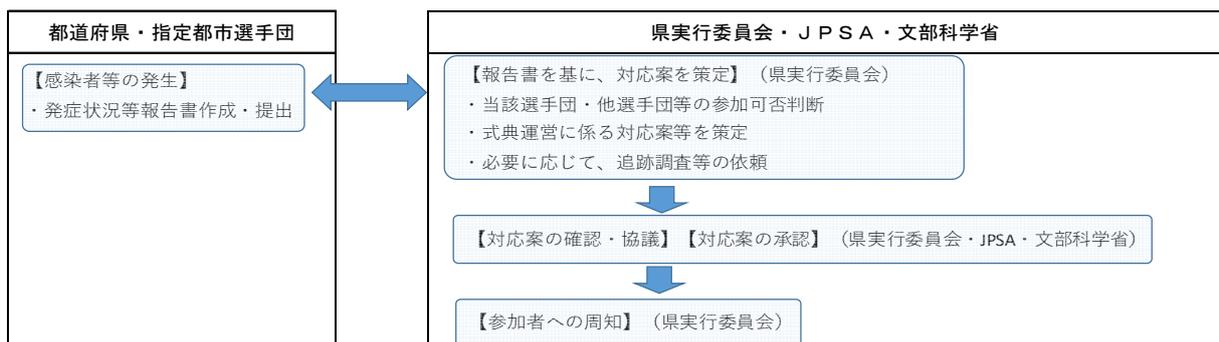
- (1) 選手団は、大会参加日の10日前以降に新型コロナウイルス感染症に関連した報告を要する事案が確認された場合は、速やかに事実確認等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書（以下、「報告書」という。）を作成・提出すること。
- (2) 大会に参加する個人あるいは選手団派遣母体等において、来県後に新型コロナウイルス感染症に関連した事案が発生した場合に必要な、交通手段、宿泊施設等の確保に係る対応を計画すること。

<新型コロナウイルス感染症関連事案発生時の連絡体制>

●競技会●



●開・閉会式●



3 大会参加日以降から会期中の対応

- (1) 体調不良（37.5℃以上の発熱又は感染が疑われる症状）がある場合は、参加を取り止め、来場をしないこと。
- (2) 受付では、必ず体調管理アプリ等の画面を提示、又は提出すること。団体受付の場合は代表者が来場前に全員分の体調管理アプリ等を確認した上で総括表を作成し、受付等に提出すること。なお、大会参加日当日の起床時体温も健康管理アプリ等へ記録すること。
- (3) 受付等において体調不良者となった場合は、速やかに帰宅等を行うものとし、その後必要に応じて医療機関を受診、又は受診・ワクチン相談センター（電話：0570-052-092）へ相談を行うこと。

なお、競技会参加者において体調不良者として参加不可となる者が発生した場合は、速やかに大会実施本部に連絡を行うとともに、報告書を作成・提出すること。

連絡を受けた大会実施本部は競技会実施本部に伝達するとともに、当該事案に対する対応案について競技運営主管団体等と協議・策定するよう指示を行う。

また、競技会実施本部においても、競技会参加者から提出される総括表等を基に、参加者の参集状況等を把握し、必要に応じて大会実施本部に報告を行うほか、参集状況等を踏まえた対応についても競技運営主管団体等と協議を行うものとする。

4 大会終了日以降の対応

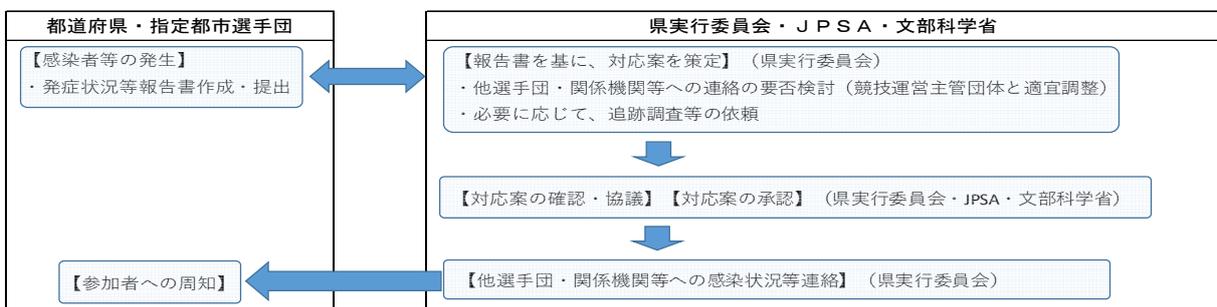
参加者は、大会終了日の翌日から14日間、健康管理アプリ等で起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。

なお、大会終了日以降7日目までに新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、医療機関や保健所等の指示に従うとともに、競技会参加者は速やかに県実行委員会に連絡の上、報告書を作成・提出すること。

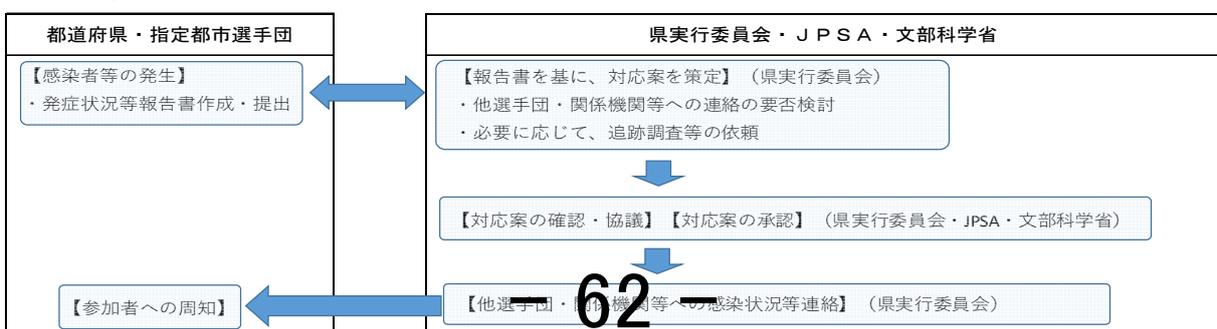
また、報告を受けた県実行委員会は、速やかに競技運営主管団体に報告書を回付すること。

<新型コロナウイルス感染症関連事案発生時の連絡体制>

●競技会●



●開・閉会式●



5 参加者本人の参加可否判断基準

(1) 感染者となった者は、大会参加日の前日又は当日までに次の要件を満たす場合は参加することができる。

<症状がある場合>

- ・ 大会参加日の前日までに発症日（症状が出現した日）から10日間以上が経過し、かつ症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合）後、72時間以上が経過している場合は参加することができる。
- ・ 大会参加日の前日までに発症日（症状が出現した日）から10日間以上が経過しない場合、症状が軽快した日から24時間以上の間隔を空けて2回（各検査の間隔も24時間以上空ける）新型コロナウイルスの核酸検出検査（PCR法等）を行い、いずれの結果も陰性であれば、2回目の検査結果が確認できた時点から参加することができる。

<症状がない場合>

- ・ 大会参加日の前日までに、検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から薬剤を服用しない状態で感染疑い症状がなく、7日間以上が経過している場合は参加することができる。

(2) 濃厚接触者と特定された者は、大会参加日の前日又は当日までに次の要件を満たす場合は参加することができる。

- ・ 大会参加日の前日までに、起因となる感染者の「発症日（感染者が無症状である場合は検体採取日）」、又は「感染対策を講じた日」のいずれか遅い方を0日目として5日目が終了するまで、感染疑い症状を発症していない場合は参加することができる。
- ・ 大会参加日の前日までに、起因となる感染者の「発症日（感染者が無症状である場合は検体採取日）」、又は「感染対策を講じた日」のいずれか遅い方を0日目として5日間を終了しない場合、感染疑い症状がなく、2日目及び3日目に抗原定性検査（各検査の間隔も24時間以上空ける）を実施し、いずれの結果も陰性であれば、2回目の検査結果が確認できた時点から参加することができる。

なお、使用する抗原定性検査キットは、必ず薬事承認された物であることとし、検査を要する個人又は派遣母体等で手配すること。

(3) 体調不良者となった者は、大会参加日の前日までに、次のいずれかの要件を満たす場合は参加することができる。

- ・ 大会参加日の前日までに、感染疑い症状を発症した日を0日目として8日間が経過し、かつ薬剤を服用していない状態で感染疑い症状の消失後72時間以上が経過している場合は参加することができる。
- ・ 大会参加日の前日までに、感染疑い症状を発症した日を0日目として8日間が経過しない場合、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、かつ新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと（※3）（※4）（※5）を示す医師の診断書がある場合は参加することができる。

- (※3)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR検査等が推奨される。
- (※4)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。
- (※5)：医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

6 参加選手団内で感染者等が発生した場合の参加可否判断

本基準は、各競技会に参加する選手、選手団役員に適用する。

(1) 大会参加日前日まで

- ① 選手団内において感染者等が発生した場合、当該感染者の周囲の者の適用範囲については、原則として、以下の対応とする。

ただし、当該感染者等と周囲の者の間で、全く接触がない(※6)など、行動歴によっては、その限りではない。

【周囲の者の適用範囲】

対象競技・参加区分	周囲の者の範囲
【個人競技】 陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球（STT含む）、フライングディスク、ボッチャ、ボウリング	当該競技に係る者
【団体競技】 バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、バレーボール、サッカー、フットソフトボール	当該種目かつ障害部門に係る者

② 周囲の者の参加可否判断基準

ア 参加選手団(チーム)内で感染者が発生した場合の周囲の者の扱い

- (ア) 当該感染者を起因とする濃厚接触者と特定された者は、大会参加日の前日までに上記5(2)に示すいずれかの要件を満たせば参加することができる。
- (イ) 当該感染者を起因とする濃厚接触者に特定されない者は、特に制限を受けることなく参加することができる。

イ 参加選手団(チーム)内で体調不良者(感染疑い症状のある者)が発生した場合の周囲の者扱い

- (ア) 当該体調不良者が、上記5(3)に示すいずれかの要件を満たせば、その者及び周囲の者に該当する者はいずれも参加することができる。

- (※6)【全く接触がない】の例
 - ① 感染者等となった者と周囲の者に該当する者が、衣食住が異なるなど、一切の行動を共にしていない場合。
 - ② チーム練習等において、感染防止対策を講じることが困難な状態での接触や活動が一切無い場合。

(2) 大会参加日以降

- ① 選手団内において感染者等が発生した場合、当該感染者の周囲の者の適用範囲については、原則として以下の対応とし、下表で示す範囲に係る者の参加を一律不可とする。

【周囲の者の適用範囲】

対象競技・参加区分	周囲の者の範囲
【個人競技】 陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球（S T T含む）、フライングディスク、ボッチャ、ボウリング	宿泊施設にて同部屋の者
【団体競技】 バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、バレーボール、サッカー、フットソフトボール	当該種目かつ障害部門に係る者

7 選手団以外で感染者等が発生した場合の参加可否判断

競技会の運営主体である競技運営主管団体、実施本部員等の競技会運営関係者において感染者等が発生した場合、周囲の者の適用範囲及び参加可否については該当者の参加形態、又は従事状況等を確認の上、総合的に判断する。

8 その他

感染状況によっては、更に追加の対策を講じることがある。

参加者本人が感染者、濃厚接触者、感染疑いのある者となった場合の参加可否判断基準
 (※大会参加日を10月27日とした場合の例)

資料3-(2)

		P.C.R検査 検体採取有効期間																				
参加可否		起算日	10月13日	10月14日	10月15日	10月16日	10月17日	10月18日	10月19日	10月20日	10月21日	10月22日	10月23日	10月24日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日	
		起算日	14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	参加日初日	2日目	3日目	4日目	5日目	
感染者・有症状	○	・大会参加日の前日までに発症日(症状が出現した日)から10日間以上が経過し、かつ症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合)後、72時間以上が経過している場合は、参加することができる。				発症日			陽性確定						症状軽快後72時間以上							
	○	・大会参加日の前日までに発症日(症状が出現した日)から10日間以上が経過していない場合は、症状が軽快した日から24時間以上の間隔を空けて2回新型コロナウイルスの核酸検出検査を実施し、いずれも結果が陰性であれば、2回目の結果確認後から参加することができる。									発症日	陽性確定			症状軽快	検査①陰性	検査②陰性					2回目のPCR検査の結果【陰性】を確認した時点から参加可能
	×	・発症後10日間以上経過⇒×				症状出現			陽性確定						症状軽快後72時間以上							
	×	・発症後10日間以上経過⇒○	症状出現	陽性確定		症状軽快									症状再出現		症状軽快					
感染者・無症状	○	・大会参加日の前日までに、検体採取日(陽性確定に係る検体採取日)から薬剤を服用しない状態で感染疑い症状がなく、7日間以上が経過している場合は参加することができる。								検体採取日	陽性確定											
	×	・検体採取日から薬剤を服用しない状態で、感染疑い症状がなく、7日間以上経過している⇒丸7日間が経過が必要、大会参加日が8日目でなければならない。									検体採取日	陽性確定										
	×	・無症状者が途中症状が出た場合、その時点から有症状者の判断基準が適用されるため、発症日を起算日として10日間以上の経過が必要								検体採取日	陽性確定					症状出現						
濃厚接触者	○	・大会参加日の前日までに、起因となる感染者の「発症日(感染者が無症状である場合は検体採取日)又は「感染対策を講じた日」のいずれか遅い方を0日目として5日目が終了するまで感染疑い症状を発症していない場合は参加することができる。										感染者発症日	待機0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目				
	○	・大会参加日の前日までに起因となる感染者の「発症日(感染者が無症状である場合は検体採取日)」、又は「感染対策を講じた日」のいずれか遅い方を0日目として5日間が経過していない場合、2日目及び3日目の抗原定性検査を実施し、いずれも結果が陰性であれば、2回目の結果確認後から参加することができる。													感染者発症日	待機0日目	1日目	2日目	3日目			2回目の抗原定性検査の結果【陰性】を確認した時点から参加可
感染疑いのある者	○	・大会参加日の前日までに、感染疑い症状を発症した日を0日目として8日間が経過し、かつ薬剤を服用しない状態で感染疑い症状の消失後72時間以上が経過している場合は参加することができる。							疑い症状発症	起算日0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目				
	○	・大会参加日の前日までに、感染疑い症状を発症した日を0日目として8日間が経過しない場合でも、薬剤を服用しない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いことを示す医師の診断書がある場合は診断書が提出された日から参加することができる。																症状軽快	疑い症状発症	診断書提出		

いちご一会とちぎ大会は、大会参加に係る健康状態等の管理を、体調管理アプリ「GLOBAL SAFETY」にて行えることとしております。
 利用する場合は次ページ以降の方法を参考に、各種入力等を確実に行っていただきますようお願いいたします。

なお、結果の確認については選手団にて行っていただき、その確認結果を参加競技毎に取りまとめの上、県実行委員会まで報告することとしておりますので、予めご承知おきください。

STEP1 アプリのインストール

ご使用端末に合ったアプリストアで検索してください。
 GLOBAL SAFETY 検索

※Apple iPhone iOS 11.0以降 / Android OS 10.0以降に対応



パソコンなら
 ブラウザ版アプリ
<https://webapp.gs-app.jp/>

※尚、ブラウザ版アプリは多少のデザインの崩れや一部利用できない機能がございます。ご了承ください。

STEP2 ユーザ登録

ユーザ登録にはメールの受け取れるメールアドレスが必要です。
 【@prod.gsapp.net】からのメールが受信できるよう、設定をご確認ください



新規ユーザ登録はこちらから。

ユーザ登録以降の操作については、下記URLをご参照ください。

www.gshc2020.com/



【GLOBAL SAFETY】体温・体調等の入力方法

「GLOBAL SAFETY」を起動し、各項目を入力してください。

①【体温】を入力（必須）

②【体調】を入力（必須）

③必要に応じて入力

④必要に応じて上記内容を入力

- ・頭痛がある場合 ⇒ 【頭痛】
- ・発熱や頭痛等の症状の緩和のため、薬剤を服用している場合 ⇒ 【薬剤】
- ・抗原定性検査結果が陰性の場合 ⇒ 【抗原陰性】

【GLOBAL SAFETY】 体温・体調等の確認方法

代表者がホテル等の出発前に確認を行い、参加可否を判断してください。



②【グラフ】をタップ



③【個人詳細】をタップ



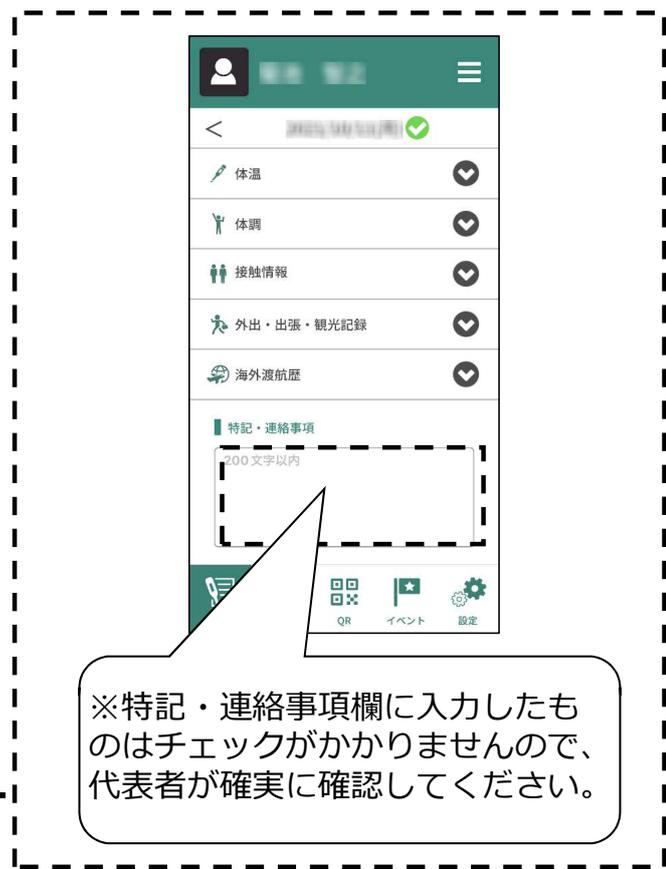
④画面を確認

【GLOBAL SAFETY】 異常がある場合の表示

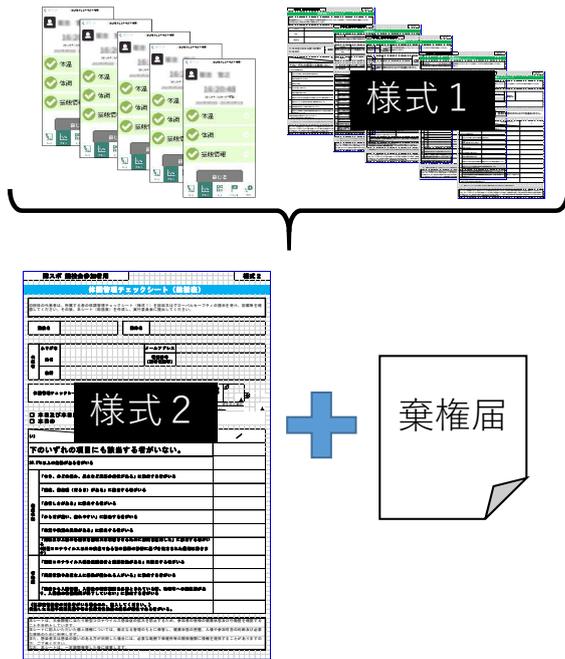
異常がある場合は、確認画面においてピンクで表示されます。



体温・体調・接触情報に異常がある場合
→ 参加条件に不適合



宿舎
【出発前】



競技会場



実施本部員（サックスブルーのベストを着用）

①選手団の代表者が所属選手の健康状態をグローバルセーフティ又は体調管理チェックシート（様式1）により確認し、参加可否を判断します。

※体調不良者や抗原検査で陽性となった者は競技会に参加することができません。

※疑義が生じた場合は大会実施本部総務班検査チームにご連絡ください。（資料8参照）

②確認した結果を基に、参加競技毎に体調管理チェックシート総括表（様式2）を作成します。棄権する選手がいる場合、棄権届も併せて作成してください。

③競技会場に到着しましたら、まず検温所にて検温を行います。（37.5℃未満であれば入場可能です）

④検温後、指定する場所にて体調管理チェックシート総括表と棄権届を実施本部員に手渡ししてください。
※各会場毎の受け渡し場所は次頁の一覧を参照ください。

選手団受付場所について

競技名	場所	備考
陸上競技	選手団受付	※29日(土)開会式受付にて対応 30日(日)、31日(月)別紙参照
水泳	選手団受付	—
アーチェリー	選手団受付	—
卓球（STT含む）	選手団受付	—
フライングディスク	選手団受付	—
ボッチャ	選手団受付	—
ボウリング	受付（選手団）	—
バスケットボール	検温所	—
車いすバスケットボール	検温所	—
ソフトボール	選手団受付	—
グランドソフトボール	選手団受付	—
バレーボール（身）	選手団受付	—
バレーボール（知）	選手団受付	—
バレーボール（精）	選手団受付	—
サッカー	選手団受付	—
フットソフトボール	選手団受付	—

**10月30日(日)朝、31日(月)朝
陸上競技選手団 駐車場～選手団控所動線**

選手団計画バス駐車場

歓迎アーチ

検温エリア

選手団入場口

第2陸上競技場

雨天対策テント

選手団受付

選手団控所

検温エリア
※30日(土)、31日(日)朝は混雑が予想されますので、係が検温に向かいます。検温済みの方は立ち止まらずに各選手団テントにお入りください。

選手団隔離所
待機所

選手団入場口

7:00～8:00の選手団動線
8:00以降の選手団動線

感染防止対策に係る窓口について

資料6

いちご一会とちぎ大会競技会における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドラインにおいて、選手団には感染防止対策に係る総合的な窓口となる感染症対応担当者を配置することとしております。つきましては、各競技毎に感染症対応担当者を選手団役員の中から選任いただき、10月13日(木)までにご報告いただきますようお願いいたします。

【報告先】

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会
 (大会実施本部総務班検査チーム)
 メールアドレス : kokutai-kensa@pref. tochigi. lg. jp

都道府県・指定都市名 _____
 担当者名 _____
 連絡先 _____
 メールアドレス _____

競技名	役職	担当者名	連絡先 (携帯電話)	メールアドレス
陸上競技				
水泳				
アーチェリー				
卓球 (S T T含む)				
フライングディスク				
ポッチャ				
ボウリング				
バスケットボール				
車いすバスケットボール				
ソフトボール				
グラウンドソフトボール				
バレーボール (身)				
バレーボール (知)				
バレーボール (精)				
サッカー				
フットソフトボール				

※ メールアドレスは、大会期間中に連絡可能なメールアドレスを記載してください。

No.	分類	質問	回答
1	PCR	PCR検査の対象者の考え方は。	大会に参加する選手の安全確保が目的であることから、選手と行動を共にする選手団のほか、選手との近接や会話が想定される競技会運営関係者(競技役員、競技補助員)、報道員などを対象としています。
2	PCR	観覧する家族もPCR検査の対象となるのか。	家族観覧も一般観覧者と同じ条件であり、PCR検査は不要です。ただし、感染防止対策のため競技会場での観覧に制限がある場合もありますのでご注意ください。
3	PCR	PCR検査を受ける者は全て対象者一覧表(様式1)で報告する必要があるのか。	参加条件に基づきPCR検査が必要となる対象者について報告してください。対象ではないが自主的に検査を受けるような場合は報告不要です。
4	PCR	様式1で報告した者に追加等がある場合はどうしたら良いか。	追加等がある場合には随時、栃木県実行委員会に変更内容を報告してください。
5	PCR	参加日までに検査結果が判明しない場合に、どのようにすれば良いか。	結果判明までの時間的余裕を確保するため、参加日120時間前の検体採取としていますので、参加日までに検査結果が出るよう検査を受けてください。陰性の結果が確認できない場合は参加できません。
6	PCR	PCR検査の結果証明を事前に提出する必要があるのか。	検査結果については来場日ごとにPCR検査結果報告書(様式2)により県実行委員会に報告願います。報告にあたり検査結果の添付は必要ありませんが、各選手団の責任において検査結果の把握・確認をお願いします。
7	PCR	様式2は派遣元団体が提出とあるが、どこを想定しているのか。	都道府県・指定都市障害者スポーツ協会や都道府県・指定都市障害者スポーツ担当課(室)を想定しています。
8	PCR	競技会場でPCR検査結果を証明するものの提示は求められるのか。	陰性を証明する書類等の提示は不要です。ただし、内容確認を行う場合もありますので、参加中に検査結果通知等の提示を求められた場合は対応できるように携行してください。(画像等も可)
9	PCR	PCR検査で陽性が判明した場合に報告は必要か。	参加者留意事項2(1)のとおり、参加日10日前以降に陽性が判明した場合は「感染症発症状況等報告書」を県実行委員会(大会実施本部総務班検査チーム)に提出してください。
10	PCR	1ヶ月以内に新型コロナウイルス感染症の既往歴があり、療養解除後の事前PCR検査で陽性となった場合は参加できないか。	参加条件2(3)のとおり、事前PCR検査で陰性を示す結果が確認できなかった場合は参加不可となります。ただし、新型コロナウイルス感染歴による陽性反応で、感染性はないという医師の診断書があれば陰性証明に変わることができます。
11	PCR	事前にPCR検査を受けて参加した後、一旦帰県して再度参加する場合にはもう一度PCR検査を受けなければならないか。	PCR検査対象者の参加区分で、帰県後2日以上空けて再度参加する場合は、抗原定性検査により陰性を確認してからご参加ください。
12	抗原	抗原定性検査の趣旨は。参加期間中、毎日実施するのか。	PCR検査の検体採取を大会参加日前120時間以内としたことから、検体採取から参加日までの感染リスク期間が延びたため実施するものです。期間中の感染の有無を確認するために、毎日実施するものではありません。

No.	分類	質問	回答
13	抗原	抗原定性検査を行っていない場合には、競技会への参加は認められないのか。	参加条件1(3)のとおり、参加日以降に抗原定性検査を行うことが必要となります。 なお、2回目の抗原定性検査については厳密には参加条件ではありませんが、選手の安全確保のため実施をお願いします。
14	抗原	抗原定性検査は全員2回受けなければならないのか。	2回目の抗原定性検査の対象者は、選手・選手団役員、競技エリアで審判等を行う競技役員となります。マスクを外して競技を行うなど感染リスクやクラスター発生防止を目的として行うものです。大会参加日初日と3日目に受検してください。また、閉会式への出席がある場合には更に加えて実施願います。
15	抗原	抗原定性検査の1回目はいつどこで行えば良いか。	検査概要4(2)のとおり、参加日当日の来場・出発前に自宅等で検査を行ってください。
16	抗原	抗原定性検査の2回目はいつどこで行えば良いか。	2回目は3日目参加前の宿舎にて行ってください。
17	抗原	抗原定性検査キットの配布数量はどの程度か。	選手団総数(選手、選手団役員)の3回分に予備分として判定不能等を想定して上乗せした数を用意させていただく予定です。
18	抗原	検査結果が判定不能となった場合はどうしたら良いか。	予備として配布した検査キットを用いて、再検査してください。
19	抗原	抗原定性検査の結果はどのように保管、管理すれば良いか。また報告は必要か。	健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」の備考欄に入力するか、健康管理チェックシートに記録すること。なお、検査結果は各選手団において管理・把握をしてください。陽性となった場合を除き、検査結果の報告は必要ありません。
20	抗原	体調不良者が発生した場合に、初日や3日目でなくとも抗原検査を行って良いか。	感染疑いの事例が発生した場合は、配付した検査キットを使用しても結構です。なお、症状があり体調不良者に該当する場合は、原則として参加が認められないことに留意願います。

検査等に係る問い合わせ窓口について
(障スポ選手団向け)

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

1 問い合わせ対応番号（大会実施本部総務班検査チーム）

090-9859-8053

090-9859-8049

2 メールアドレス

kokutai-kensa@pref.tochigi.lg.jp

3 対応項目

(1) PCR検査・抗原定性検査に関すること

- ・検査対象者一覧（様式1）の提出に関すること
- ・PCR検査報告書（様式2）の提出に関すること
- ・抗原定性検査の実施に関すること

(2) 発生状況等報告に関すること

(3) 健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」に関すること

(4) 参加可否判断に関すること（会期前後含む）

4 留意事項

- ・上記以外の競技会に関する問い合わせは全国障害者スポーツ大会課が問い合わせ先となります。